

東京都キャップ&トレード制度
第5回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和5年3月3日（金曜日）
12:00～16:20 オンライン会議

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 第3回専門的事項等検討会での主なご意見について
- (2) 第4回専門的事項等検討会における事業者団体からの意見について
- (3) 第四計画期間の主な改正点等について
- (4) トップレベル事業所認定制度について
- (5) 中小規模事業所対策

地球温暖化対策報告書制度の制度強化（改正点整理）について
- (6) 第4回専門的事項等検討会における事業・団体からの意見への都の考え方について

3 閉 会

【配布資料】

資料 1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料 2 第 3 回専門的事項等検討会での主なご意見

資料 3 第 4 回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見及び都の
考え方について

資料 4 第四計画期間の主な改正点等について

資料 5 トップレベル事業所における認定制度について

資料 6 地球温暖化対策報告書制度の制度強化（改正点整理）について

資料 7 今後の制度検討スケジュール

参考資料 1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会設置要綱

参考資料 2 制度実績（第三計画期間 2 年度目）について

1 開 会

(1) 東京都あいさつ

(2) 委員紹介

○大谷総量削減課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより第 5 回東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開会いたします。

私は、東京都環境局気候変動対策部の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに掲載しておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

それでは、次第に沿って進めてまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本検討会の委員及び臨時委員の皆様の御紹介でございますが、今、投映しております資料 1 のとおり、委員及び臨時委員の皆様は、前回と同様でございますので、個別の御紹介は控えさせていただきます。

では、これからの議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。

高村座長、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 第 3 回専門的事項等検討会での主なご意見について

○高村座長 ありがとうございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

本日は、これから 6 つの議事について検討を行っていきたいと思います。

それではまず、議事の(1)「第 3 回専門的事項等検討会での主な御意見について」、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○事務局 それでは事務局から、資料 2 に基づきまして、第 3 回専門的事項等検討会での主な御意見について御説明いたします。

まず、キャップ&トレード制度の削減義務率等に関しましては、第四計画期間の削減義務の削減見通しや熱を利用している事業所、電化率による義務率の緩和、新規の建築物や中小規模事業所の対策の引き上げ等について御意見をいただいております。

続いて、排出量取引に関しましては、本制度で利用できるクレジットについて既存クレジットの検討や、新たなクレジットの取扱いについて御意見をいただいております。

続いて、評価向上に向けた公表の充実に関しましては、エネルギー等に関する情報の公表や削減目標の重要性について御意見をいただいております。

続いて、トップレベル事業所認定制度に関しましては、超過削減量の上限撤廃などの認定への促進策等について御意見をいただいております。

最後に、地球温暖化対策報告書制度に関しましては、CO2削減の取組促進や評価の見える化など、達成水準について御意見をいただいております。

これらの御意見を踏まえまして、本日の第5回専門的事項等検討会も含め、各制度の詳細の具体化を進めてまいりたいと考えております。以上が資料2の説明となります。

高村座長、よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。今、事務局から、議事の(1)、資料の2について御説明がございました。

第3回の検討会の主だった意見についてですけれども、この資料について、御意見、御質問などございましたら、Zoomで挙手機能を使ってお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。いずれにしても、本日この意見を踏まえた東京都からの提案というものを伺って、その中でも、ぜひ議論をしていただければというふうに思っております。

(2) 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見について

(3) 第四計画機関の主な改正点等について

○高村座長 それでは続いて、議事(2)「第4回専門的事項検討会における事業者・団体からの意見について」と、議事(3)「第四計画期間の主な改正点等について」、この二つの議事について御説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 それでは資料3に基づきまして、「第4回専門的事項と検討会における事業者・団体からの意見」について御説明いたします。

こちらは令和5年2月1日に開催しました第4回専門的事項と検討会の意見表明の中で、3団体及び1事業者様からいただいた御意見を取りまとめたものです。

各検討項目ごとに、左の列に団体事業者様の意見要旨、右の列に御意見に対する都の考え方を示す構成となっております。なお、都の考え方につきましては、議事(6)「第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見への都の考え方」の箇所で、改めて御説明させていただきます。本日は時間の関係上全ては御紹介できませんので、要点のみ御説明させていただきます。

初めに、本制度における削減義務率、義務履行手段等に関する御意見となります。

第四計画期間の削減義務率として50%を提示しておりますが、実排出係数の採用、義務履行手段の拡充などの方向性は賛同するものの、事業所の省エネの実情や今後の情勢などを踏まえて、義務履行手段については柔軟に対応してほしいとの御意見をいただいております。

また、熱を外部から 20%以上供給を受けている区分 I-2 の事業所の削減義務率の緩和についても意見をいただいております。

続いて、新規参入事業所の義務率の設定、カーボンニュートラルガス及び J クレジットの本制度内での取扱い、熱供給における実排出係数の取扱いなどについて御意見をいただいております。

続いて、排出量取引に関して、超過削減量の対象範囲の拡大及び有効期間の撤廃、利便性の高い取引の仕組みの整備等について御意見をいただいております。

続いて、評価向上に向けた公表内容の充実に関して、公表内容の充実による事業者の負担や個別事情の配慮、その他の項目に関して、熱供給事業所が利用できる排出原単位の設定や複合用途の事業所への配慮などの御意見をいただいております。

続いて、指定相当地球温暖化対策事業所や中小企業への排出量削減義務に関する御意見をいただいております。

続いて、トップレベル事業所の認定制度に対して、認定に関わるインセンティブの拡充等について、地球温暖化対策報告書制度に対しては、事務負担への配慮についての御意見をいただいております。

以上が資料 3 の事業者・団体からの意見についての説明となります。

続けて、資料 4 に基づきまして、議事(3)「第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度における第四計画期間の主な改正点等について」御説明いたします。

議事(2)第 4 回専門的事項と検討会における事業者・団体からの御意見を踏まえまして、これまでの検討会で御提示した内容も含め、改正点を整理しております。

まず初めに、本資料の構成についてお示ししております。

「制度対象について」から順に御説明いたします。

初めに、第四計画期間の主な改正点等における制度対象についてです。

本ページ含め、各検討事項ごとに第三計画期間と第四計画期間の制度内容を対比しております。黒字は第三計画期間から変更がない項目、青字がこれまでの検討会で提示した項目、最後に赤字が今回の検討会で新たに検討案を提示する事項となります。

それでは制度対象として、第四計画期間での算定対象となる排出活動と算定で使用する排出係数等について、次ページ以降で御説明いたします。

まず初めに、現行制度での対象要件と排出活動の範囲についてです。

本制度の対象となる事業所は、年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となる事業所で、対象要件により、指定、特定、指定相当地球温暖化対策事業所に分かれております。

また、本制度で削減義務の対象となるのは、化石燃料由来の CO2 としており、非化石燃料由来の CO2 などについては、その他ガスとして報告を求めています。

続いて、算定対象となる排出活動についてです。

国において、省エネ法の改正が予定されておりますが、改正省エネ法では、電気の換算係

数と単位発熱量が変更されるため、本制度のエネルギー使用量及び排出量算定においても、改正された数値に変更してはどうかと考えております。

また、改正省エネ法では、バイオマスや廃棄物燃料などの非化石燃料並びに自然熱及び再生可能エネルギーの使用量が報告対象に追加されます。本制度においても、化石燃料については、報告内容の整合を図ってはどうかと考えております。

また、削減義務制度である本制度においては、制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象については、これまでと同様に、東京都内での排出割合の高い化石燃料由来のCO₂としてはどうかと考えております。

なお、水素など排出係数が設定されていない非化石燃料については、温対法の算定方法のとおり、CO₂排出量をゼロとし、使用量のみ報告を求めますが、今後もこれらの非化石燃料のCO₂排出量算定に関する国内の検討状況を注視してまいります。

続いて、こちらは報告及び削減義務の対象となる排出活動の範囲について新旧を対比したものです。

下の表にありますとおり、第四計画期間では、排出係数が設定されていない非化石燃料や再エネ等の使用量を報告対象に加え、削減義務の対象については、引き続き、電気及び化石燃料の燃焼に伴って排出されるCO₂とすることを考えております。

また、制度対象要件を判断する原油換算エネルギー使用量の算定に当たっては、これまでと同様に、事業所内に設置されたオンサイト再エネの自家消費量は算定対象外とし、事業所外から供給されるオフサイト再エネは算定対象となります。

続いて、排出量算定で使用する電気の排出係数についてです。

年度排出量の算定に使用する電気の排出係数については、これまでの検討会の中で提示させていただいたとおり、各電気の調達方法ごとに実排出係数を使用することを前提としており、実排出係数が使用できない場合については、都内の平均排出係数、または固定係数の使用を考えております。

なお、実排出係数の具体的な把握方法については、電気の調達方法により異なりますが、東京都エネルギー環境計画書制度の仕組みを活用するなど、検討を進めてまいります。

続いて、排出量算定で使用する熱の排出係数についてです。

年度排出量の算定に使用する熱の排出係数については、電気同様に実排出係数を使用することを前提としており、実排出係数が使用できない場合については、都内の平均排出係数、または固定係数の使用を考えております。

なお、実排出係数の具体的な把握方法については、熱の調達方法により異なりますが、東京都の地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画書制度等の仕組みを活用するとともに、環境価値の充当については、環境省が検討しているガス事業、熱供給事業制度も考慮し、検討を進めてまいります。

最後に、排出係数算定で使用する単位発熱量と排出係数についてです。

年度排出量の算定時に使用する電気・熱以外の燃料等の排出係数については、前回までの

検討会で提示させていただいたとおり、温室効果ガス排出量算定報告公表制度で採用されている予定の数値に変更いたします。

また、単位発熱量についても、最近の総合エネルギー統計の数値に変更するとともに、都市ガスについては、環境省が検討しているガス事業熱供給事業制度も考慮し、検討を進めてまいります。

次に、削減義務率について御説明いたします。

初めに、第四計画期間の主な改正点等における削減義務率についてです。こちらは前回までの検討会で提示した事項となります。

次ページ以降で、検討会の中での御意見等を踏まえて、改めて内容を整理しております。

まず初めに、第四計画期間の削減義務率の考え方について整理したものです。第四計画期間の削減義務率については、前回までの検討会で提示させていただいた 50%とし、区分Ⅰ-2 及び区分Ⅱについては、今後の省エネ余地等を考慮し、48%に設定しております。

また、義務率緩和措置として、医療施設の 2%減少及び中小企業が 2 分の 1 所有する事業所を義務対象外とする取扱いを継続いたします。

また、第四計画期間から、実排出係数での年度排出量の算定を踏まえて、電化率が低い事業所の削減義務率を 3%減少させる仕組みを新たに導入することとしております。

続いて、地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所の削減義務率の考え方についてです。

こちらは前回の検討会における事業所の皆様からの意見表明を踏まえ、算出の考え方を改めて御説明いたします。削減義務率の設定に当たっては、各事業所の省エネ余地を考慮しております。この省エネ余地は、対象事業所から提出される点検表に記載されている対策の実施状況や設備機器等のデータを基に算定しております。

地域冷暖房等の熱を多く利用をしている区分Ⅰ-2 の事業所は、事業所外から熱を受け入れているため、スライド下部に示す熱源設備や熱搬送設備を保有している事業所よりも、その設備に対する削減余地量が少なくなります。この削減余地量が区分Ⅰ-1 の事業所と比べて 2%の差が生じており、その差を削減義務率へ反映しております。

続いて、新たな削減義務率緩和について整理したものです。

電気の使用率等に関する状況を踏まえ、第四計画期間に限り、電化率 20%未満の事業所に対して 3%の義務率緩和を提案しております。ただし、削減義務率緩和については、電化率が低だけでなく、電化が困難な事業所に対して行う観点から、緩和を希望する事業所に対して、設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備の更新計画等の提出を求めることとしております。

続いて、第四計画期間の目標排出量と義務履行手法の比較について整理したものです。

第四計画期間は印字で示しておりますこれまでの削減成果、省エネ余地、再エネ利用等による削減余地の三つの手段での義務履行を基本とし、これに加えて、再エネ由来の証書の活用、第三計画期間からのバンキングや排出量取引を想定しています。

続いて、制度事業所全体での排出量削減の推移の例について整理したものです。

電気の排出係数改善が段階的に進むと仮定し、上段が電気の排出係数が 0.250 まで改善された場合、下段が 0.337 まで改善された場合の 5 年間の制度対象事業所全体での排出量の推移をお示ししております。

次に、第四計画期間の主な改正点等における新規事業所の取扱いについてです。こちらも前回までの検討会で提示させていただいた事項となります。

次ページ以降で、検討会の中での御意見等を踏まえ、改めて内容を整理させていただきます。

まず初めに、第三、第四計画期間における新規事業所の取扱いについて整理したものです。前回までの検討会で提示させていただいた下図のとおり、第四計画期間は、原則第三計画期間の削減義務率を基本として、実排出係数への変更を反映することとしております。

具体的には、主に省エネ対策が反映される現行の固定係数による削減義務率分について緩和を継続しつつ、再エネ利用等による削減相当分を削減義務に上乗せします。

また、これまでの削減状況を踏まえて、新たに制度対象となる事業所に対しては、第三計画期間と同様に、経過措置を設けることとしております。具体的には、第四計画期間で 4 年度目までは、第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率 31%を適用することとしております。

なお、第三計画期間途中から参入した事業所については、義務開始 5 年間は削減義務率 31%を適用し、それ以降は、削減義務率 41%を適用することとしております。

続いて、第一、第二計画期間における新規事業所の取扱いについてです。

先ほどと同じく、これまでの削減状況を踏まえて、新たに制度対象となる事業所に対しては経過措置を設けることとしております。第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所は、第三計画期間の 5 年度目までに第三計画期間の削減義務率 27%とし、第四計画期間の 5 年度目までに第四計画期間の削減義務率 50%を適用することとしております。

また、第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所は、第三計画期間の経過措置が終了するため、第四計画期間以降は第三計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率 41%を適用することとしております。

続いて、固定係数による削減義務率の算出について整理したものです。

2030 年の排出目標量について、第三計画期間の削減義務率と同様に、電気の排出係数を固定して算出した場合、削減率は 36%となり、主に省エネ対策における削減分となります。また、既にお示ししております第四計画期間の削減義務率 50%との差が 14%存在しますが、この差は、目標排出量における再エネ利用等による削減相当分となります。

次に、義務履行手段について御説明いたします。

初めに、第四計画期間の主な改正点等における義務履行手段についてです。

義務履行手段については、前回までの検討会で提示しましたとおり、第三計画期間と同様に、自らの削減や再エネ利用、排出量取引等によって達成いただくことを考えております。

それでは、第四計画期間における義務履行手段として利用可能な再エネとして、排出量取引において利用可能なクレジット等について、次ページ以降で説明いたします。

まず初めに、自らの削減で利用可能な再生可能エネルギーについて整理したものです。これまでのオンサイト再エネの活用に加え、オフサイト再エネ、小売電気事業者等からの購入、再エネ由来証書の活用を義務履行手段として拡充しております。

また、第四計画期間では、年度排出量の算定に使用する排出係数には実排出係数を使用することから、低炭素の電力及び熱の利用による効果を排出量算定に反映することができます。

続いて、排出量取引の位置づけと仕組みについてです。

排出量取引については、事業所が自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、経済合理的に対策を推進できる仕組みとしております。現行の排出量取引では、スライド下部に示す5種類のクレジットを利用することができます。

第四計画期間でのクレジットの取扱いについては、次ページ以降で説明いたします。

まず初めに、超過削減量の取扱いについてです。超過削減量については、前回までの検討会で提示したとおり、省エネ対策及びオンサイト、オフサイト再エネによる削減量に応じて、全体の削減量を案分し、発行上限を超えない省エネ対策等の部分のみを超過削減量として創出することができる仕組みとすることを考えております。

続いて、中小クレジットについてです。

現行の都内中小クレジットは、中小規模事業所が実施する省エネ対策による削減効果をクレジット化する仕組みです。都内中小規模事業所の地球温暖化対策と連携した都内大規模事業所の排出削減が可能であることから、第四計画期間についても、この仕組みを継続してはどうかと考えております。

この仕組みを継続する場合、中小規模事業所も大幅な排出量削減が必要であることを前提とし、新たな地球温暖化対策報告書制度とも連携しながら、中小規模事業所自らの削減を促す仕組みを検討してはどうかと考えております。

続いて、再エネクレジットについてです。

再エネクレジットは、既存制度による環境価値をクレジット化するその他ガス削減量と、東京都が設備認定してクレジット化する環境価値換算量の2種類があります。対象となる再エネの種類に関しては、バイオマスについては新たに第三者認証のないバイオマス燃料由来の電気・熱を対象外とし、発熱量の比率が95%以上であることを条件にしてはどうかと考えております。

また、再エネクレジット量の換算方法は、第三計画期間と同様とし、換算係数は、年度排出量への充当方法と整合させてはどうかと考えております。

その他削減量に活用できる環境価値としては、第四計画期間から年度排出量に充当することが可能な非化石証書については、有効期限等を考慮して、再エネクレジットの対象外とすることを考えています。

続いて、都外クレジットについてです。

現行の都外クレジットは、都外の事業所の削減努力をクレジット化する仕組みですが、第四計画期間についても、本制度を通じて全国の排出量削減の取組を促進するため、都外クレジットの仕組みを継続してはどうかと考えております。

なお、この仕組みを継続する場合、基準排出量算定に当たり、直近の実績を活用できるような運用ルールを一部見直しつつ、引き続きクレジット発行及び削減義務の充当は限定的な仕組みとしてはどうかと考えております。

続いて、埼玉連携クレジットについてです。

現行の埼玉連携クレジットは、両都県における制度の設計及び運営において連携協力する仕組みとして、相互のクレジットの活用を可能としております。本クレジットの取扱いについては、今後予定されている埼玉県の内容を踏まえ、連携方法を検討してはどうかと考えております。

次に、その他の主な改正点等について御説明いたします。

初めに、第四計画期間の主な改正点等におけるその他の検討事項についてです。その他の検討事項については、その他ガス削減量の算定、公表の拡充、特定テナント等事業者となります。

本検討会においては、その他ガス削減量と特定テナント等事業者の取扱いについて、次ページ以降で御説明いたします。

初めに、その他ガス削減量についてです。その他ガス削減量は、非エネルギー起源 CO2 や CO2 以外の温室効果ガスを削減した実績を総量削減義務に充当できる仕組みです。第四計画期間においても、削減手段を確保する観点から、その他ガス削減量の仕組みについては、継続してはどうかと考えております。

なお、この仕組みを継続する場合、2008 年以降の対象事業所や基準排出量の算定方法等について、第四計画期間に向けたガイドライン改正等において検討してはどうかと考えております。

続いて、特定テナント等事業者についてです。

現行の制度では、対象事業所内の相当程度大きな部分を占めるテナントを特定テナント等事業者とし、毎年度地球温暖化対策計画書の提出を求め、提出いただいた計画書情報を基に評価・公表する仕組みを設けております。

特定テナント等事業者についても、第四計画期間における大規模事業所の取組との整合性を図り、再エネ利用拡大及び公表内容の拡充等を図るよう、評価制度の仕組みを見直してはどうかと考えております。以上が資料 4 の説明となります。

高村座長、よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。ただいま、事務局から資料の資料 3 と資料 4 の御説明をいただきました。委員の皆様から、御意見、御質問をいただきたいと思っております。

なお、本日の資料、先ほど御紹介いただいたものでいきますと資料 3 の事業者・団体から

いただいた意見を踏まえて、今回の資料4、第四計画期間の主な改正点などが作成をされています。資料3で、いただいた意見への都の考え方、いわゆる回答について、こちらは後で御紹介をいただいて御議論をいただく形になっています。そういう意味では、委員の先生方には、出されている事業者・団体の意見を踏まえた上で、今回御提示をいただいた都の第四計画期間の在り方、主な改正点について議論をいただければと思います。

それでは、資料4のほうはかなり多くの内容が入っていますので、二つに分けて御意見をいただきたいと思います。

前半スライド21まで、制度対象の要件ですとか、削減義務率の設定など、ヘディングでいくと「制度対象」と「削減義務率」1と2だと思いますけれども、こちらについて、御意見、御質問をいただければと思います。基本的には、これまで委員の間で議論してきた内容を踏まえているわけですが、従いまして、今回新たに提案があった箇所を中心に御議論をいただけるとありがたいと思っております。

それでは、御発言を御希望の委員はZoomの手挙げ機能、うまくいかない場合にはチャットでお知らせいただけますでしょうか。

それでは、堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 それでは口火を切らせていただきます。

まずは、御説明ありがとうございました。基本的にはこれまでの議論を踏まえた制度設計をさせていただいていると思っております、あまり大きな意見があるということではないのですが、前半部分で2点、コメントさせていただければと思います。

まずは、資料4の4ページ辺りになるのですが、今後、化石燃料由来のCO2以外のところについても報告対象にしていくというところ、総論結構ということで考えておるのですが、この中でCO2以外のガスの中でも、Fガス、フロン系というところは、若干優先順位を、今後ということで結構ですが、高めていったほうがいいかなと思っております。

そう申しますのは、こちらの委員会でも以前に御紹介しましたCRREMですね。CRREMとSBTiの共同のパスウェイというのが出ているわけなんですけれども、今回CO2だけではなくて、GHGのパスウェイというのが出てまいりまして、そこでいうGHGというのがCO2プラスFガスということになっておりまして、不動産業では実質メタンとかそういうものは出ないということで、そういうことになっているということだと思っておりますけれども、そういう意味でCO2以外のガスの中で、Fガスだけちょっと扱いが高いというふうに関後考えていただければというのが1点目のコメントです。

それから2点目は、既に何度も議論している点なので、むしろ御確認ということなんですけれども、電化率の話で20%未満というところで切るという話が15ページにあって、こちらは電化率20%未満ということで本当に一律に切ってしまうということで大丈夫なのか、本当に電化というところが難しいということを確認するような条件というか、プロセスということを入れなくても漏れがないのかとか、そのあたりだけちょっと確認できればと思

います。以上になります。

○高村座長 ありがとうございます。事務局への確認事項もあったと思いますが、一巡、御発言を御希望の委員から御意見いただいた後に事務局のほうからお答えをいただこうと思います。

それでは、ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 私も細かいところで念のための確認の意味で発言させていただきます。

21 ページの青い箱の上のところの2 ポツ目、「この値は、電気の排出係数を固定しているため（中略）使用することができる」となっていて、吹き出しの中でも「使用することができる」ということですが、これは誰ができるのか。個別の事業者ができるというか、制度としてこう考えることができるというか、改めて前回の話と今回の話を繋げて考えるときに、ここは誰ができるのかというのを、もしはっきりさせることができるとより良いかなと感じました。制度としてこう考えることができるので、この新規参入にとってはこうなるという感じでしょうか。それを感じました。

それと併せて、今後このパワーポイント形式の資料がどういうものに使われるのかということにもなるのですが、紺色のヘッドラインのところ、「参考」とついているスライドとそうでないところがあるかと思うんですけども、それが本当に「参考」というのとある意味「根拠」というのもあるのかなと思ひまして。「参考」だけでもそこに非常に重要な情報が含まれていると思ひましたので、もし違いがあれば「根拠」と書かれてもいいのかなと思ひました。以上でございます。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私からも単純なコメントですが、9 ページになりますが、熱の排出係数については、今後環境価値の充当についても一応視野に入れて運用方法を検討ということを書いていたので、柔軟性をもって制度運営に活かしていただくということなのかなと思ひました。

柔軟性という意味では、あれこれ方向性がブレるということではなく、今後の社会的動向とか技術的動向にできるだけ素早く対応していくという方向かと思ひますので、ここについては積極的に取り組んで反映していただければというところがコメントでございます。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 改正された省エネ法との対応をだいたい取って明確に書いていただいたので、非常に分かりやすくなっています。ちょっと御質問で、省エネ法上は、例えば自家発の太陽光も 3.6 と換算しているのですけれども、それに関しては化石だけにするので、いわゆるエネルギーとしての再生可能エネルギーのオンサイトはゼロカウントするという理解でよろ

しいでしょうか。そこが省エネ法とは違うという理解でよろしいかというのが1点です。

それと、先ほど遠藤委員が御質問された9ページで、熱に関しても排出係数は実排出係数を使用するという事は、例えばクレジット、証書等、あるいはバイオマスとかそういうものを入れたときに、ここも固定ではなくていいですよと理解すればいいですかというのを教えていただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、一度事務局から、幾つか確認事項も含めて御質問が出ていると思いますので、お答えいただこうと思いますが、私から1点。先ほど堀江委員がおっしゃったフロン系ガスの扱いについて、今後の検討の中で優先的に検討してはどうかという御意見だったと思っております。それ自身について異論はないのですが、フロン系のガスに関しては、他方で国の規制等々も含めて対策が取られていること。これはほかの先進国などでも規制的手法を取っているケースもまま見られるので、このキャップ&トレードの制度の中でどう取り扱うかというのは、慎重に検討する必要があるなと思います。

それはもう一つ、やはり排出係数が非常に高いですので、このフロン系のガス対策、例えばレバ対策とかやることは重要なのですけれども、全体にこれを入れることによって、これまでの排出削減の基準といいたしましうか、随分ランドスケープが変わるようにも思っております。その意味で、検討事項として優先度が高いというのは全く同感ですが、キャップ&トレード制度の中に入れるときには、幾つかやはり慎重な検討が必要な点があると思っております。

ほかにもし今の時点で御意見がなければ一度事務局に戻して、その回答をいただいた上で、もし追加で、あるいはまだ御発言のない委員から御発言の御希望があればお願いをしたいと思っております。

それでは、事務局からお答え、あるいは確認事項の確認をお願いしますでしょうか

○大谷総量削減課長 御意見いただきありがとうございます。

まず、堀江委員と高村座長から御意見をいただきましたフロンガスについてでございます。私どもも、フロンガスの対策について非常に重要と思っております。ただ、高村座長からも御指摘をいただいておりますけれども、環境省、もちろん東京都においてもそれぞれの部署でフロンガスへの対策も実施してございますので、東京都の中でどのように対応していくかということも含めて、対応を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、堀江委員から電化率について御指摘をいただきました。15ページのスライドでございますけれども、一律20%未満で良いかというところ、また確認するプロセスはないかというところで御意見いただいております。こちら、これまでの検討会での御意見もいただきまして、やはり20%未満というところに加えまして、今後の設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備の更新等を御提出をいただくということをもって、一律に対応するというのではなく、電化を進めていただける事業所については取組を促していくとい

うところで進めていきたいと考えてございます。

次に、村上委員から 21 ページのスライドについて御意見をいただいたところでございます。こちらの青の枠の 2 つ目について「使用することができる」という記載をさせていただいておりました。分かりにくい点がございまして申し訳ございませんでしたけれども、こちらについては、制度として使用をすることができるという趣旨で書いてございます。

この背景としては、この前の 19 スライド及び 20 スライドにおきまして、新規事業所の義務率の御説明の際に、これまでの義務率に加えて再エネ相当の義務率を上乗せするという表現をさせていただいたところについて、改めてその根拠として御説明したのが 21 スライド目ということでした。

「参考」と書かせていただいておりますけれども、確かに御指摘のとおりこの点については非常に重要なポイントでございますので、今後の表現については、改めて検討させていただければと思っております。

それから、遠藤委員から熱の排出係数について御意見をいただいております。遠藤委員の御意見のとおりでございます。環境省の検討状況も踏まえてキャップ&トレード制度における環境価値の充当について検討してまいりたいという趣旨でございます。

それから、田辺委員から省エネ法の改正につきまして、オンサイトの再エネについてのエネルギーについては 0 カウントかどうかというところで御意見、御質問いただいております。こちらについては、オンサイトのエネルギーについては、引き続き 0 カウントということでキャップ&トレード制度では考えてございます。

それから 9 ページの熱の実排出係数というところでございます。こちらも、電気と同様に実排出係数に移行していくというところでございます。排出係数については、先ほどの遠藤委員の御認識のとおりというところでございます。

御意見につきましての回答は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今の事務局からの御回答、あるいは確認事項の確認についてでも結構ですし、あるいは発言をし損ねた点等ありましたら、まだ御発言でない委員も含めていかがでしょうか。

すみません、1 点だけ。これは堀江委員に確認ですけれども、電化率一律 20%漏れがないかという御指摘は、電化率が 20%超のところでも考慮・配慮すべき事業者がいるのではないかという御趣旨かと思ったのですが、御趣旨を確認できればと思っておりました。

○堀江委員 舌足らずで申し訳ございませんでした。両側の趣旨でございまして、20%未満でも比較的電化しやすいものもあるかもしれませんし、25%とかでも電化しにくいものもあるかもしれないと、両側の趣旨でございました。

○高村座長 ありがとうございます。たぶん事務局の御回答は前者についてお答えになったと思うのですが、後者の点について、もし追加で御回答があればお願いをしたいと思っております。事務局からでも結構ですが、ほかに委員から御発言の御希望ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、大谷さん、事務局のほうから、今の堀江委員の御質問の後者のほうについて、お答えを追加いただけますでしょうか。

○大谷総量削減課長 私どものほうも回答が不足しておりまして失礼いたしました。20%以上の事業所も含めてというところがございますと、こちらにつきましては、新たな緩和策を検討をするに当たりまして、こういった対象事業所を緩和の対象とするかというところについては、慎重に検討してまいりました。

電化率で、あまり広げていってしまうと電化の取組を阻害する水準になりかねないというところがある一方で、削減義務率の達成が困難な事業所にどこまでこういった措置を適用するかというバランスについて検討してきたところでございます。

この考え方につきましては、今投映しております(15 ページ)左下のグラフにありますとおり、特にこの20%未満の事業所については、今回、電気の排出係数の改善効果があってもなお削減義務率が特に難しい事業所ということで整理をいたしまして、この事業所について、特に緩和措置を設けるべきではないかということが今回御提示をさせていただいた内容でございます。

それに加えまして、先ほど申し上げました、自動的に適用するのではなく、私どものほうで、各事業所の取組を確認させていただいた上で、この措置を適用するというプロセスを設けたところでございます。

説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言の御希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に全体を通して取りこぼしといたしまししょうか、御希望があれば発言していただくと思うのですが、取りあえず、この1と2、前半についてはよろしいでしょうか。

それでは、今、制度対象、削減義務率の考え方について、今後の必要な検討も含め、委員の皆様から御意見をいただきました。基本的には、今、事務局が提示している方向性について御異論はなかったと思っておりますけれども、今日いただいた御意見も踏まえて、制度の詳細の具体化をさらに進めていただきたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。これは、もう一度最後に全体を通して確認いたしますけれども、今の時点で、特に異存がなければ、暫定的に確認をいただいたとして3番目以降の議論に移ってまいりたいと思います。

3番目以降、小見出しのところをいくと3の「義務履行手段」、それから4の「その他の主な改正点等について」というところですか。スライドの21以降になりますけれども、こちらについて、同じように御意見、御質問をいただければと思います。特に今回新たに提案があった箇所を中心にいただけると大変ありがたいです。

御発言を御希望の委員、同じようにZoomの挙手機能でお知らせをいただけますでしょうか。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員 義務履行手段についてということで、この中のどこということではなくて、一つちょっと問題提起という形でお話させていただければと思います。

それはクレジットの価格ということなんですけれども、本制度は全体的に総量削減するということに主な趣旨がありまして、取引制度というところに主眼があるわけではないということは理解した上でということなんですけれども、結果としてここでの取引価格というのが、一定の指標性を持つということがあるのかと思っております。

例えば、最近ある国の委員会の資料とかでも、都の取引価格が、私は検証したわけではないのですけれども、そこにあった数字では、今 200 円から 1,100 円ぐらいであるということで、中を取ったその 650 円というような数字をもって、カーボンプライスに関連する試算がなされてるといったような例がございました。

その一方で、今後 2050 年ネットゼロを目指すということを考えますと、IEA の 2050 ネットゼロのシナリオでは 2030 年 140 ドルだったと思います。日本円で 2 万円に近いということですし、欧州各国ではそういったことも受けまして、2030 年には 1 万円以上といった政策決定がなされているということもあろうかと思えます。

そうしますと、何百円という水準というのはあまりに低いのかなという気もいたしまして、最低価格を設けるという手法なのか分からないのですけれども、ある程度価格の誘導をするということもあっていいのかなというふうに思っております。それは大きくネットゼロ 2050 年を達成していくという意味もありますし、この制度の目的で、クレジットに頼らない排出削減を進めるインセンティブにもある程度、当然過度には言わないのですけれども、高い価格に設定したほうがいいのかないところもありまして、今までそういう発想はこの制度の中にはなかったと思いますので、そういった考え方を入れていったらいいのではないかと御提案ないし問題提起ということになります。以上になります。

○高村座長ありがとうございます。

それでは、大野委員、お願いいたします。

○大野委員 堀江委員の意見に関連するのですが、個々の削減手段の是非がどうこうという前にですね、私が発言したいのは全体の考え方というかコメントを言わせていただきたいと思うんですけれども。この制度はもともと 2007 年に最初に提案して、2008 年に条例化したもので、既に 16 年経っているわけです。そのときというのは全体の気候温暖化対策というのは低炭素社会を目指すということだったわけです。やはり削減の義務をやるのは大規模な事業所を対象にやろうという話だったわけです。それからすっかり状況が変わりまして、御承知のように 2050 年脱炭素だし、2030 年までにカーボンハーフにするということになっているわけです。

そうすると、削減の到達目標が変わっているということでもあるし、同時に大規模事業所だけが削減すればいいのではなくて、家庭部門も、中小事業所も、義務を課すかどうかは別としても、やはり排出削減をしなければならないと、そういうふうに制度が変わっていったのだと思います。

そうすると、この東京都の大規模事業所を対象とするキャップ&トレード制度が、何を削減手段として認めるかということ、そういう背景を考えてやる必要があると思うのです。ですから、今までこれがよかったからこれを認めてもいいはずだとかということではいけないし、国の制度とか、国際的なこの中にも率直に言って、まだそういう脱炭素に変わって全ての分野で大幅な削減が求められるということを前提としていない古い制度が残っているのですよね。

ですから事業者の方の意見でも、国でもこれが認められているのだから都でも認めてもいいのではないかと趣旨の話がありましたが、それとは違うと思うのです。

この東京都の制度が脱炭素社会への移行を目指す先駆的な制度であることを考えると、やはり制度が対象にしている大規模事業所の中での削減を推進すると。それは一つは大規模事業所、当該の一つの事業所が自ら減らすことでもあるし、それから大規模事業所等の中で減らしていくということもあるということだと思うのです。

そういうふうに考えてみた場合、やはりJクレジットというのがあるわけですが、これは認めてほしいということもあったけれども、都の案では認めませんという話で、それは妥当だと思いますけれども、やはりJクレジットは、前にも発言したと思うのですが、家庭の自家消費の部分をクレジット化しているわけです。これはやはりおかしいと思います。これは東京都のキャップ&トレードで使うこともおかしいし、国の制度でこういうJクレジット、家庭の自家消費分をほかの部分が売買するということがそもそもおかしいと思います。

そういう意味では、大規模事業所に減らしてもらうのを限定していくということが妥当だと思います。

そういう意味で考えると、中小企業のクレジットですが、これも中小企業についても、中小事業所についても、当然減らしていくことが必要なもので、今までよりも、中小クレジットであれば範囲も広めに認めるというのはやはりおかしいと思います。

ですから、中小事業所についても、一定のレベルまでは当然やってもらって、求める一定のレベルを超える分があればそれを認めるというふうに限定的にするべきであって、そういう意味では、見直し案は不十分ではないかと私は思います。ということで意見を申し上げました。

○高村座長 ありがとうございます。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 今の大野委員の御発言に触発されてといいますか、実はお伺いしてみたかったというのでお伺いさせていただきますと、各クレジットのこれまでの利用実績というのがそれぞれさほど大きくなくて、特に第三計画期間はあまり見なかったように思いますが、キャップ&トレードと言いつつ、やはりキャップがメインであって、トレードということを推奨しているわけではないということで理解をしてきたのですけれども、強弱と申しますか、この取引量のようなものについて何か想定があるのかどうかという点。

それと、埼玉連携クレジットと都外クレジットに関して、特に都外のほうに関しては、割

と全国的にどこかであればという感じだと思うのですけれども、これもほかにされているところがないのでこういうのがあり得るかと思うのですが、仮に同じようなことを導入する自治体が出てきたときは変わりますとか、国の制度によっては検討しますという、ほかの部分でもそういったウォッチしていかれるというのがあったと思うのですが、ここにもそういうのがあってもいいのかなと少し感じました。感じましたレベルですけれども、以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 先ほどの大野委員の意見にも続くかもしれませんが、前回の事業者・団体からの意見で、特に大規模事業所、1,500kL以上が努力しているのだけれども、中小企業がどうなのかという御意見がございましたよね。

現在東京都では事業者の合計が3,000kL以上となる事業者に関しては報告義務を求めているのですけれども、これは省エネ法だと事業者は1,500(kL)なので、ここをもう少し拡大する必要はないのか。ここを中小規模事業所と呼ぶのが本当にいいのかなと思うところがあります。

1,200ぐらいの大規模な事業所に課しているわけですけれども、小さな事業所をたくさん持っていらっしゃるような会社だとか、そういうところの脱炭素化をやはりどうするかというのは、東京ではもう少し考えなければいけないかと、たぶん2030年を超えるのかその先の制度だと思いますけれども。

それから都の回答で、Jクレジットの導入は予定していないと書いてあるので、これはこれで国際標準の一つの見識だろうというふうに思うのですけれども、電力の小売事業者はたぶんいろいろなものを使っていますけれども、このあたりもちょっとどう考えるのかというのも都にも少しお考えを伺いたいなというふうに思いました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

諸富委員、お願いいたします。

○諸富委員 資料でいうと、義務履行手段のところでお話ししていいですか。

○高村座長 お願いします。

○諸富委員 義務履行手段のスライドでいうと26ページ、そもそも論の質問になってしまって申し訳ないのですけれども、超過削減の場合の削減クレジットの発行について、基準排出量の65%とするということで、目標を超過達成した部分の100%認めないということですよ。

これは超過削減量の発行上限として、2030年の目標排出量への早期到達を促すために、基準排出量の65%とするということですが、これは、制度が創設された経緯がよく分からなかったのですけれども、この字句どおり読めばいいのでしょうか。これが創出された経緯ですね。

ちょうどGX-ETSが経済産業省のほうで制度設計されていますが、2050年カーボンニュー

トラル、あるいは2030年の46%削減に向けて直線的にラインを引いて、それを上回る削減をした場合にはその超過削減について100%、超過排出削減量として認定するという形を取っているはずだと認識していますけれども、このように100%認めないことのプラスとマイナスがあるように思うんですね。超過削減を創出しようという意欲を、創出させようとすると100%認めてあげたほうが良いような気もしたのですけれども。すみません、そもそも論の質問で。それが1点です。

それから、中小企業についての御議論が先ほどございましたけれども、次の27枚目の都内中小クレジットの制度自体はなるほどと、地球温暖化対策報告書を提出している事業所ということで、その提出の義務がかかっている一定規模という意味でしょうか。その中小企業のところで排出量取引制度ではカバーされていないけれども、報告書は提出義務がかかっているところ、そこでちょうど情報が取れていってということだと思えるのですけれども、しかも特に制限なく必要な量を削減義務に利用可能ということで、これについては削減をした量がそのまま100%クレジットとして認められるということから大きなメリットがあるので、恐らく義務化を図る前に、こういう形で経済的な動機づけを付与して取組を進めてもらって、いつかの段階ではスレッシュホールドを下げるというような、先生方が先ほど、そろそろ中小企業も東京都においてはもうちょっとカバー範囲を広げていかなければいけないのではないかとこのところに向けて、いきなりスレッシュホールドを下げるのではなく、まずこれで経済的インセンティブをつけてということになるかと理解していくのですけれども、その点はいいかのかなと個人的には思っています。

問題は、むしろこういう形でクレジットとしてかなり上限なく、制限なく、必要な量を削減義務に利用可能というところから、どれぐらいこのクレジットの質が高いものかということがむしろ気になっておまして、ここでの算定・報告・公表といった仕組みは、例の環境省のほうでやられている算定・報告・公表制度と同じレベルできちんと排出が管理され、コントロールされ、算定報告される制度なのか、乗っかる順々なものになっているのか、バウンダリーがしっかり定められて、そこに関してもコントロールが効いている制度の下でクレジットが発行されているのかどうか。もしそこがよい加減だったりすると、緩かったりすると、クレジットが無制限に交換されることに対する懸念が生じるのですが、そこは大丈夫でしょうかということをお伺いしたいです。

あと、情報開示については、先駆的に進めていくのだという、先ほど前の資料のところでもお答えの中に書いていたものです。同じことを、やはりこういう中小企業を巻き込んでいくプロセスの中で、中小企業にも情報開示を求めていかれるおつもりなのかどうか。

私はそれは望ましい方向だし、GX-ETSのほうでも、ボランティアな排出量取引だけでも、ペナルティーを課さない代わりにしっかり情報開示をして、投資家の資金を呼び込んでいくような形で、あるいは投資家による監視といってもいいかもしれませんね。モニタリングを事実上やるのだというような仕組みを、中小企業のどこまで目が届くか分からないですが、情報開示を積極的にしてほしいということは非常に大事なことではないかと思いま

す。

最後に、29、30枚目のスライドですが、ここは都外クレジットについては削減義務量の3分の1までを上限とするというのが左の欄、今提示していただいているところですね。なので、これは基準としては都内での削減を促すという考え方から、都外についてはもう一律3分の1になっているという理解でよろしいですかと。これは確認です。

それから、埼玉連携クレジットはそういうことでいうと、どういう考え方でいくのがよいのか。埼玉は、要は都外だから3分の1なんだという考え方で行くべきなのか、しかし埼玉の排出量取引制度が東京都に準じて作られています。だから、東京都と同等の厳格さであるならば、それはコントロールされているわけだから何も3分の1にする必要はなく、完全に同等のクレジットとして認めてあげて、相互にエクステンジできるとするのがいいようにも思えます。このあたり、事務局のお考えをお伺いしたいところです。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 1点付け加えて、中小のところですが、議論の前提として確認しておいたほうがいいと思ったのは、この中小クレジットは中小規模事業所で、中小企業ではないのですね、東京の制度というのは。それで、後で御説明があると思いますが、この中小部分、温暖化対策報告書で把握されている排出量の9割は義務提出事業者です。義務提出事業者というのは、つまり大企業です、はっきり言えば。大企業、中でもコンビニさんとかなわけです。

そういう意味で中小企業、つまり経営力が弱い、資金力が弱い中小企業を対象にした制度、それでも任意提出できるのですけれども、排出量の9割は大企業、大手の企業さんだということを前提に議論をしたほうがいいと思って付け加えさせていただきました。

○高村座長 ありがとうございます。

今、幾つか御指摘をいただいたもののうち、中小規模事業者についてはこの後の資料の6のところと連結をしていると思います。そういう意味では、事務局からお答えいただけたところはお答えいただくとして、この後の中小規模の事業所向けの対策・取組についてのところで、お話を伺ってこのクレジットの話をしたほうがいいのかもしれないなと思っております。これは情報開示についても同じです。

もしほかに委員から御発言の御希望が今の時点でなければですが、事務局からお答えをいただいてもよろしいでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 委員の皆様方、御意見、ありがとうございました。

まず一つは、中小クレジットの算出、発行の仕方というところで幾つか御意見、御質問等あったかと思えます。

クレジットの発行者につきましては、先ほど大野委員からも御説明ちょうどございましたけれども、中小クレジットを発行するのは中小企業とは限らないというところがございます、この中小クレジット算定に関してはかなり厳密にやっております。規定をしている高効率の機器を入れた場合に、その前と後できちんと検証をかける、という形になっている

ので、そんなに曖昧な形でクレジット化しているということはまずないということは一点御説明をしたいと思います。

その発行ですけれども、その設備等を交換なり更新をすることに権限のある方、また、そういう当該の設備更新等の権限を有する方から同意を得た方というのが発行申請ができる方ということになっていまして、現実には大企業、若しくは仲介事業者さんが複数の事業者をまとめて申請しているというような形でクレジット化されているという実態もございますので、いわゆる中小企業基本法の中小企業でないケースがほとんどだというふうに考えていただいてよろしいかと思えます。

発行量に関しましては、先ほど村上委員のほうからもお話ございましたが、発行量そのものは決して多くはないというのが実態でございます、今クレジットは、私ども5種類、制度上持っているという御説明を一番最初のところでしているかと思えますけれども、発行量が一番多いのは、何といたっても超過削減量ということでございますので、そのところを対象事業所の皆様がお使いになっているケースが一番多いというのが実態でございます。

それから発行の上限の考え方、諸富委員のほうから御質問があったかと思えますけれども、今の第三期までの制度では発行上限は50%ということになっておりまして、つまり、第一期の義務率8%、6%からスタートして17に上がり27に上がりということまで来ているのですけれども、そこで超過削減量があまりにも膨大になってしまいますと、超過削減量は次期にバンキングができるということを私どもの制度として持っておりますので、やはりそのタイミング、タイミングで、どんどん削減を積極的に進めていただきたいということもございますので、最初の段階では基準排出量の2分の1をまず発行上限にしていたところがございます。

そこが、今度義務率が50%になってしまいますと、そもそも発行できませんという状態になってしまいますので、これに関しましてはこれまでの検討会のところでまさに委員の皆様にも御説明を申し上げましたけれども、ここにある2030年の目標値というのが64.2%ということになりますので、早期にそこに到達していただくということを、2030年まで待つことなくそこにいていただくということの促進の意味合いも込めまして、65%という御提案をしているところでございます。この65%についてはそのような趣旨で、50から65に引き上げないと、そもそも超過削減量自体が発行できないような状況になってしまうということもあって、上限を変えるという御提案を差し上げているところでございます。

それから、都外クレジットのところ、埼玉も同様というお話を、これも諸富委員から先ほどございましたけれども、都外のクレジットについても、一定の上限値、3分の1までという条件をつけていますのは、東京都内の、今、私どものキャップ&トレードの対象というのは、業務部門の比率が非常に高い、まさに建築物等から出てくるところにキャップをかけるという、「都市型キャップ&トレード」というような言い方を私どもしておりますけれども、そういった特徴があります。一方、都外の事業所になりますと、いわゆるスコープ1に相当するような部分ということも当然想定されるということになりますので、そういったところ

も含めて、また、やはり都内、東京で排出される部分をしっかり削減するという意味も込めまして、一定の制限を設けてきたという意味合いもございます。埼玉についても同様です。

ただ、埼玉連携クレジットにつきましては、クレジットそのものは、埼玉県制度内では、例えば森林クレジットのようなものもあつたりするのですけれども、東京都のこの制度の趣旨に合致するということでクレジットも限定をしながら、使えるものは使えるという形で、東京と埼玉と両方事業所をお持ちのような事業所様もいらっしゃるの、そういったところの方々が状況に応じてお使いいただけるという形で連携をしてきたというところがございます。

埼玉連携クレジットにつきまして、こちらの資料にもございますけれども、埼玉県でこれから、まさに私どもが今やっているような検討を深めていかれるとお聞きしていますので、そちらの制度のほうをお聞きしながら、時期を見て、考えていくところも必要かと思っております。

それから、村上委員のほうから先ほど国の制度の動きがあつたときにどうなのかというお話もございました。その点に関しましては、私どもも、GX-ETS というお言葉が何人かの委員の方から出てきたところがございますが、国のほうの動き、まさに報告を、ダッシュボードというお名前がついているようですけれども、しっかり各企業様の情報を出していくということになっていると認識をしております。

詳細の部分が、まだガイドライン等が公表されていないので、現時点で具体的にどういう対応をするかというのはなかなか決めきれないところもあると思っておりますけれども、例えば一企業様の都外と都内の事業所の両方があつて、都内のところについては、私どもの制度と、対象としてはかぶっているというときに、排出量の報告等で、場合によっては調整のようなことが必要になる可能性もゼロではないかもしれませんので、そちらにつきましては、国の情報が明確になってきた段階で、国としての削減量の情報に齟齬をきたさないような調整も当然に考えていきたいと考えてございます。

そのほか、中小関係の報告書につきましては、先ほど高村座長からもお話ございましたとおり、後ほどまた議論をする場面があるかと思っておりますので、またそちらでも御意見、御議論、お願いできればと思っております。

以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。事務局の御説明は以上でよろしいですか。

○大谷総量削減課長 もう一点御回答させていただきます。

田辺委員のほうから、Jクレジットに関して御質問いただいたところがございます。これはまた議題(6)の都の考え方ということで、Jクレジットについてはキャップ&トレード制度の中の取扱いについて御説明をさせていただきますけれども、電気のところの取扱いということで御質問いただいております。

東京都では、この次のスライド(8ページ)の前半のほうに電気の排出係数のところがございましたが、こちらに書いてありますように、東京都エネルギー環境計画書制度の仕組みを

活用して評価をしてございます。

エネルギー環境計画制度につきましては、都内の小売電気事業者を対象とした制度といたしまして、排出係数の情報、再生可能エネルギーの利用状況等を取りまとめて公表している制度でございます。

こちらの制度につきましては、温対法等の取組も参照しながら制度設計をしてございまして、その中にはJクレジットも含まれたものとしてカウントしてございます。これは、あくまで小売電気事業者を対象とした制度を、今度は大規模事業者の一部活用しながら制度を運営しているというところでございます。

東京都キャップ&トレード制度の考え方につきましては、先ほど大野委員からも御説明がありましたけれども、大規模事業者自らが家庭等の自家消費分をクレジット化して自らの義務充分に充てるというところについても慎重に検討すべきというふうに考えておりました。こちらについては、また後ほど御説明いたしますけれども、キャップ&トレード制度の中の整理においては、基本的には評価をしない方向で検討しているところでございます。

私からは以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今、事務局から御回答いただきました。先ほど安達さんからもありましたように、中小規模の事業者の皆様のお取組についてこの後議論いたしますので、そこについてはそれを伺って、情報開示の取組の水準等々、クレジットにも関わると思いますが、議論いただければと思います。

ほかに委員から御発言の御希望ございますでしょうか。よろしいでしょうか。いずれにしても、この後の御提案検討に関わってきますので、今の時点で御発言がなくても、またこの後ですね御発言あり得ると思っております。

排出量取引、それからその他の主な改正点等について今お示しをいただきましたけれども、特に中小規模の事業者の取組と関連をしているところをさらに検討事項としてこの後検討いたしますけれども、それ以外のところについては、大筋御異論はなかったように思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

いずれにしても、この後の議題を議論した上で、全体をもう一度確認をしたいと思っております。

(4) トップレベル事業所認定制度について

○高村座長 それでは、もし御発言の御希望が今の時点でなければ、次の議事(4)「トップレベル事業所認定制度について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 そうしましたら、安達のほうから、資料5に基づきまして、第四計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の検討内容について御説明をいたします。

まず、第3回トップレベル事業所の認定制度に係る検討会の報告でございます。

トップレベル事業所認定制度の基本的な考え方といたしましては、これまで御説明を申

し上げましたとおり、従来省エネ対策を中心として評価をしてまいりました制度ですけれども、今後は省エネと再エネと、ともに推進する事業所を評価する制度としていきたいと思っております。目標像といたしましては、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するということに加えまして、より様々な環境配慮の取組を推進する事業所ということで考えてございます。

続いて、トップレベル認定制度の認定区分についてでございます。

これまでトップレベル事業所と準トップレベル事業所という2区分であったものを3区分といたしまして、得点の認定水準、必須項目、あるいは不合格要件数等々につきましては記載のとおりで考えてございます。不合格要件数につきましては、これまでのトップレベルの基準と同様でございまして、新設の評価項目区分、再エネ関係のIV番、それからゼロエミッション、更に進んだ取組のV番の柱の部分のみ二つまで認めるということで考えてございます。

続きまして、トップレベル認定方法ということでございますが、認定区分は3つとなりましても、基本的な認定の方法につきましてはこれまでと同様の手法で考えてございます。更に、トップレベル事業所認定制度を通じまして、運用時も含めて、高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やすため、建築物環境計画書制度、こちらは新築の制度になりますけれども、その制度と連携をいたしました認定ルートの新設といったものを検討しております。

連携要件につきましては、記載されている①から④のところでございますけれども、こちらのとおりといたしまして、得点の換算方法につきましては、今のトップレベル認定基準のうちのII番のところ、建物及び設備性能に関する事項という評価項目群がございます。こちらの評価をPAL*低減率、ERR若しくはBEI、それから空気調和・衛生工学会が公表しておりますいわゆる未評価技術といったものの数値を用いて得点を算出するというのを考えてございます。

続きまして、第四計画期間の評価項目につきましては、既存評価項目の見直し及び新設の評価項目群の設定というものを考えてございます。

既存の評価項目につきましては記載してありますような見直し等々を行い、また新規の評価項目につきましては、再エネの利用及びゼロエミッション化に向けた取組や様々な環境配慮に関する評価項目で追加を考えてございます。

こちらから新設の評価項目についてでございますけれども、まず、オンサイトの再エネの評価といたしまして1.1及び1.2、こちらは太陽光発電システムの設備容量に応じて評価する項目でございます。1.1は事業所の評価結果を踏まえまして、50kWを満点水準ということで考えてございまして、必須項目と考えておりますが、事業所の敷地面積等の状況からオンサイト設置が厳しいといった場合には、次の2.1のオフサイトの再エネの取組により代えることができるというような形も工夫をいたしまして、事業所の敷地面積等の条件に関わらず得点ができるようにしたいというふうに考えてございます。

オフサイト再エネの評価項目 2.1 の部分につきましては、自己託送やオフサイトコーポレート PPA 等によります再エネ利用につきましては、企業の導入事例等を確認いたしまして、1 事業所当たりの年間電力量として 500MWh を満点とするということで考えてございます。

2.2 の項目は、その再エネが良質なものの、例えば追加性のある再エネとしてキャップ&トレード制度を開始した 2010 年度以降、これは第四計画期間のスタート時、2025 年度から見ますと 15 年前ということになりまして、RE100 の基準と同等というような形になりますけれども、こうした本制度の開始以降の再エネの取組ですとか、バイオマス発電であればその運搬時の排出量が少ない国産調達の生物由来廃棄物といったような、そういった発電等々が確認できれば加点評価をするというようなイメージで考えてございます。

なお、この 2.1 や 2.2 の評価項目は、一般的な PPA の契約を電力量で行うケースが多いということ把握をいたしましたので、電力量での基準設定ということを考えてございます。こうした数値基準の考え方につきましては、資料 5 の後半に参考資料として添付をさせていただきます。

続いて、3.1 は再エネ電気の購入ということですが、こちらは年間電力購入量に対して 100%であれば満点ということと考えております。また 3.2 は、先ほどと同様に再エネの質を問うということによって加点をするということと考えてございます。

4.1 の項目につきましては、新築の建築物環境計画書制度の改正内容と連携をするという形で、充電器の実装と、将来充電器を設置するための配管等の工事、その整備をするということについて、記載のような評価内容を検討しております。

4.2 のダイヤモンドリスponsに対応した設備の導入に関しましては、今後の再エネ大量導入の対応を見据えるということで、上げ下げ両方のダイヤモンドリスponsに対応したシステムが導入されていれば満点、下げだけの場合には半分の評価といった形で考えてございます。

4.3 はインセンティブ型のダイヤモンドリスpons契約を締結していれば半分、需給調整の対応までしていれば満点といったことで考えてございます。

次に、評価項目区分 V、ゼロエミッション化や更に進んだ取組という項目群に関する項目になります。

まず 1.1、このゼロエミッション化へのロードマップの策定というのは必須項目といたしまして、事業所の皆様の省エネや各種の再エネ利用等によるゼロエミッション化に向けたロードマップを、事業所が必ず組織をしております CO₂削減推進会議といったところで承認されたものとして策定をしていれば半分、それが対外的に公表もされていれば満点といったような評価を考えてございます。

次の ZEB 化へのロードマップの項目は、先ほどの 1.1 のエネルギー版ということになりますけれども、同様の考え方で評価をすることを考えてございます。

1.3 の CO₂排出量の削減実績、こちらは第四計画期間の義務率となる 50%を最低の水準ということで置きまして、前回検討会で委員の皆様にご確認をいただきました 75%、こちら

を満点水準として評価をしたいと考えてございます。

次の一次エネルギー消費量の実績に関しましては、事業所の実態を踏まえまして、最低水準を 25%、また満点水準については、都の 2030 年時点の産業・業務部門の目標が 35%ですので、それをさらに上回って、こちらの一次エネルギーの評価にはオフサイト再エネは含まれませんので、そういったことも踏まえて 50%を満点水準としてはどうかと考えてございます。

これらの 1.3、1.4 につきましては、キャップ&トレード制度の、その指定事業所となった年度よっての緩和措置なども検討をしているという状況でございます。

続いて、1.5 の項目につきましては、分母側にオンサイト・オフサイト等々を全て含めた電力量、分子側には再エネで使っている電力量ということで評価をするということで考えてございます。

1.6 の様々な温室効果ガス排出量の実績、こちらはエネルギー起源 CO₂ 以外のメタンですとか亜酸化窒素、あるいはフロン等の削減に取り組んでいる事業者様の加点項目として得点できる項目ということで設定をしております。

続きまして、気候変動への適応策や次の持続可能な低炭素資材等でございますが、こちらは新築の建築物環境計画書制度の検討内容等も勘案しながら、その事業所様の取組状況によって評価をするということで検討をしております。これら 2 つの項目につきましては、しゅん工年度による緩和措置等も検討しているところでございます。

続く建設・更新時の CO₂ 排出量の把握につきましては、いわゆるエンボディドカーボンを算出しているかどうかの評価でございます。

その次はテナントビル等の加点項目となりますけれども、3.3、こちらはテナントが入れ替わるタイミングで原状回復を求めずに、新しいテナントさんの内装工事の廃棄物を削減できるといったような取組をルールとして設定しているような事業所様を評価するという項目で考えております。

最後のウェルネスに関する項目、こちらは前回の検討会でも御報告を申し上げているところですが、一つ一つのウェルネスの取組ということではなく、認証を取得していれば得点できる項目ということで設定を考えております。

続きまして、評価項目の構成及び配点でございます。

ゼロエミッション化に向けた取組におきまして、やはり省エネがまず重要だという認識につきましては、委員の皆様が一致をしているというふうに私ども認識しております。よって、こちらを基本方針といたしまして、これまでの認定事業所の方々の得点状況なども勘案しながら、省エネ、この表でいうところのⅡとⅢの合計のところ省エネ評価となるのですが、ここの部分と、それから再エネ、ゼロエミッション部分、新規で追加するⅣ、Ⅴの部分の配点比率を 3.5 対 1 程度にはどうかということで考えてございます。

続きまして、認定に係わる事務手続負担の軽減でございます。こちらのスライドは前回の検討会でもお示しをいたしましたトップレベル事業者の認定方法のステップということで

ございます。事業所の認定に当たりましては、信頼性の確保と事業所の負担軽減の両立と
いったものを図る必要がございますけれども、本日は、認定申請におきまして特に事業者の
皆様から御要望の多い、Step1 の最初に書類等を作成して自己評価を行う段階と、次の、
Step2 の第三者検証の現地調査を受ける段階というところを中心に、さらに前回よりも対応
を検討いたしましたので、次ページで御説明いたします。

まず Step1 の部分ですけれども、自己評価を行うために調書といったものを作成する必
要があるのですけれども、こちらに例示をしておりますような 1 事業所当たり多数ある機
器等の記入方法の工夫ですとか、根拠書類の作成方法の見直しといったことで負担軽減策
に繋げていきたいと考えております。

また、Step2 の第三者検証でございますけれども、こちらにつきましては現地調査の時間
を半減程度とするということをご想定しながら、根拠書類の事前確認ですとか、抜き打ちサン
プリングによる確認の実施等々によりまして進めていければというふうに考えております。

また一番下の Step4、こちらは認定後の、毎年の適合報告ということになりますけれども、
今後の認定事業者の削減義務率減少の取扱いがなくなるといったことも踏まえた実施方法
も検討したいと考えております。

続きまして、トップレベル事業所認定期間の特例措置ということで御説明をしたいと思
います。

トップレベル事業所の認定期間というのは、原則として認定された年度が属する計画期
間終了年度までということで、最長 5 年ということになっております。

ただ、これでいきますと計画期間の最後のほうは特に何もせずに次の期間を待つてしま
うという恐れがございますので、私どもといたしましては、やはり可能な限り早期にトップ
レベル水準の排出削減の取組を促したいということから、これまでも特例措置として、計画
期間をまたいで 5 年ということをお認めしておりましたので、第三計画期間におきましても、認
定期間は次の計画期間を含めてトータルで 5 年間有効としてはどうかと考えております。

その場合に、認定事業者様の第四計画期間の義務率の減少のところ、ここが実排出係数へ
の変更や義務率の上昇といった変更がありますので、四期部分の義務率減少の程度につき
ましては、前回の検討会で委員の皆様にご確認をいただきましたトップレベル事業所の AA、
今でいうトップレベル事業所相当のところを 5 分の 3、それから今でいう準トップレベル相
当のトップレベル A のところを 5 分の 4 にしてはどうかということで、下のほうの赤枠の
ところのような形で検討しておりますので、委員の皆様のご意見、御議論をいただければと
思っております。

以上が資料 5 の説明となります。高村座長よろしくお願いたします。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました議事(4)に関する御説明について、資料 5 ですが、
特に今回新たに御提案をいただいた箇所を中心に、御意見、御質問をいただければと思いま
す。同じように、Zoom の挙手機能でお知らせをいただければと思います。いかがでしょう

か。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私自身、このトップレベル事業所の認定の基準に関して検討会に参加させていただいて、その場でも少し申し上げていることではあるのですが、いろいろ新しい項目の基準を今回こちらでお示しをさせていただいて、11 ページ目を見ていただいたときに、項目全体としてのお話ですが、下の表の区分のⅠ、Ⅱ、Ⅲについては今までの省エネ中心の項目で、ⅣとⅤが新しい項目ということになっています。このⅣとⅤの項目の基準作成に当たってですが、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては現状のすばらしい取組について満点という考え方で基準ができているのですが、ⅣとⅤについては、もう少し踏み込んで現状のすばらしい取組というよりは、優れた取組というよりは、都として望ましい水準という、今後を見て誘導していきたい方向性で満点を決めていくような視点も必要ではないかということで、少しその辺を調整していただいたということもございます。コメントとしては以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 1点コメント、1点御質問という感じになります。

まず、コメントですけれども、13 ページのところでは第三者検証というのが出てまいりまして、これはこれまでも行われていたという認識ですけれども、今後、企業レベルでのCO2の情報の開示についても保証が求められるという動きが始まっておりますので、先ほど申し上げましたように国際的にはISSBですし日本でそれにならってSSBJと日本のルールができるという中で、会計士協会の中でもサステナビリティ情報についての保証をどうやっていくかという議論がされているところです。

従いまして、たぶんISOの14064とかというのを意識した形になるのかと、そこはすみません、私の推測で申し上げますけれども、いずれにしても企業レベルのCO2の保証というものと、ある程度この整合性が取れるような形の検証制度にしていったほうがいいのかと思っております。それがコメントでございます。

それから、御質問は比較的単純なものでして、9ページですけれども、表の中の一番上の二つですが、ゼロエミッション化のロードマップと、ZEB化のロードマップというところ、中身を読んでいくと、結局再エネ電気の購入というところが含まれるかどうかというところだけが違うようにも読めてしまうところがありまして、もちろんそもそも省エネをやるというところが大事なのでZEBということなのでしょうけれども、いずれにしても省エネから始まり毎回お話していますオンサイトの再エネがありオフサイトにも種類があるというところ、一連両方が入っていれば、ゼロエミッション化のロードマップとZEB化のロードマップを二つ分けるというところが実務上どれだけ意味があるのか、まとめてもいいのか、そのあたりどうのお考えで別々にされているかというところを教えていただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 これはトップレベルの話というよりは、スライドの10ページ、その他の環境配慮の取組のところ、この中で持続可能な低炭素資材等の利用というのがあって、これは建築物環境計画書の評価を基準にキャップ&トレードのほうにも援用してくるということなので、法律的には建築と環境に関する議論だと思うのですけれども、関連で発言だけさせていただきます。

トップレベルは今まで使っているエネルギーの部分を主に評価をする制度だったと思います。これは引き続き大事なのですが、やはりこれからは躯体を作るときにどういうものを使って作るかという点にますます焦点が当たってくるのだと思います。

ここでも、言葉としては「低炭素コンクリート」とか、「電炉鋼材などのリサイクル鋼材等」と書いてあるのですが、今はやはり建築物では何ととっても鉄とコンクリートです。これの排出をカーボンゼロのものを使っていこうという動きが急速に広まってきているわけです。

これはRE100を展開したクライメートグループが既に2年前から、国際的にはスチールゼロ・コンクリートゼロというキャンペーンを始めています。これは鉄鋼を使うなという意味ではなくて、2030年までに使用する鉄を作るときにCO2排出量を半分にしようという取組です。

この取組が日本にもだんだん入ってきまして、3月、今月にはそれをキックオフするイベントもあると私は理解していますが。そういう意味では、そういう観点からして、やはりトップレベル事業所、東京の本当にグリーンビルといわれるためには、使っているエネルギーの点だけではなくて、もう素材の点ですね。そのゼロエミッションは非常に大事なのだというメッセージをもっと強く出したほうがいいのではないかと思います。

具体的にここで制度をこう変えたいということではなくて、この項目でいいということをもっとそういう観点からも明確にしたほうが訴求力があるのではないかと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 もともとトップレベル事業所の大きな枠組みというのは、制度が始まったときに、早めに省エネだとかそういう対策をしているところが、ベースラインが低いので、努力が大変なのでしっかりやっているところは義務を少し削減しましょうというようなことから始まっているわけです。けれども、かなり時間が経ってきて、新築される建物に関しては、トップレベル事業所のマニュアルがかなり参考にして建てられていると。

この前のヒアリングでも、このトップレベル事業所はかなり実は認証が大変で、ものすごくお金かかるんですね、実は。事前に申請するための準備費用というのが相当かかるので、次に対してどういうものが魅力があるのかというのを、やはりもう少し考えなければいけないかとは思っています。

そういう意味では、大野委員がおっしゃるような低炭素資材とかいうのがありますけれ

ども、新築ではなくて既存建物を評価するときはどう評価するのかとか、コンクリートと鉄に関しては、日本は地震国なので、実は結構構造材料とかが海外に比べて太いんですね。一律でやると、たぶん防火とかそういうものに対するところもちょっと考えないといけないのは確かです。私は逆に遠藤委員に伺いたいですけれども、そのトップレベル事業所の検討会のほうでは、アーリーアクション制度から変わっていくのに対して、どのあたりを魅力的にというとおかしいのですが、認定を受けたいというところの方が増えるような戦略が議論されているのかというのを伺えればと思います。すみません、遠藤委員への質問になってしまって。

○高村座長 大丈夫です。もし遠藤委員、よろしければですけれども。たぶん事務方も答えてはくれるとは思いますが。

○遠藤委員 魅力的にするためのというよりも、どちらかというと1項目1項目の評価の妥当性みたいところを議論しているので、そういったC&T全体制度との関わり、それからインセンティブについても、実はそちらではなくこちらで審議いただくという整理になっているので、そこについては議論というか、御意見がなかった状況かと思っています。

ウェルネスに関してはこういった形で入れていくのがいいのではないかとということには、皆さん納得いただいているのではないかと考えています。

○高村座長 ありがとうございます。

事務局からもお答えがあると思いますけれども、今、遠藤委員からありましたように、全体の制度の大きなコンセプトといたしましょうか、どういうふうに活用していくかということのあたりはこちらの委員会、検討会でもむしろ議論をいただく必要がある点だということですね。

ほかにいかがでしょうか。

諸富委員、お願いいたします。

○諸富委員 もうそのままでも素人としてはすばらしい取組になっているという感想を持っております。今回で、省エネだけでなく再エネでの取組についても評価できる制度になったこととか、再エネについてもオンサイト・オフサイトそのほかどういう取組なのかによって、質を考慮して評価に格差を設けることで、質の高い再エネといっちは変ですが、なるべく都内で質の高い再エネの取組をやるようにという動機づけが働くような、これは全体の今回の第四期計画に向けての設計の全体思想の再エネの取扱いとも整合的ではないかと、この点は非常にいいなと思います。

また、スライドの9枚目の上半分にありますように、ゼロエミッション化へのロードマップの策定と、これはやらされるほうは大変かもしれないのですが、ただ必要ですね、こういったことというのはいろいろなところで求められるようになってきていますし、ZEB化へのロードマップ、将来の見通しを提示するというところだとか、大野委員がおっしゃっていた点は次の10枚目の3.2のところに入っています。建設更新時のCO₂排出の把握、これももう少し延長すれば、将来これをどう減らしていきますかというような問いが入ってくると、

やはり大野委員が求めていたような方向に繋がっていきますし、3.4のウェルネスの話は最近のグリーンビルディングにおけるいろいろな議論の最新の状況を取り込んでいる評価項目ですし、全体としまして、遠藤委員もおっしゃっていましたが、過去及び現在のビルの取組だけではなくて、ビルがこれから将来どういう方向に行くべきかという議論を先取りした評価項目が幾つか入ったことで、将来こういう方向に行くべきだという姿を、例えば提示できる、そういう評価項目になってきたのかなと思って、私はすばらしいなと思っております。

一つだけ質問ですけれども、今までこの制度で認定されたことによって、例えばビルのオーナーとか建築主の方はどういうメリットがあったのか、改めて確認させていただきたいなど。これだけの評価項目をクリアしていくのは大変なことですね。であるからには、認定されることによるメリットが明確であってほしいと思いますけれども、こういったものが提示されることによって、例えば優良テナントがより多く入るようになる、競争率が高いビル、賃料が高くなるという、そういうエビデンスがもしあれば御教示いただきたいと思えます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一度事務局にお返しして、もしそれで追加の御発言の御希望があればお願いしたいと思います。

事務局、よろしく申し上げます。

○安達排出量取引担当課長 先生方、御質問、御意見ありがとうございます。私どもとしてもいろいろ悩みながら、遠藤委員にも本当にサポートいただきながら作ってきたところでございます。

御意見について幾つか御説明をしたいと思っておりますけれども、まず、堀江委員のロードマップの関係でございます。委員のほうからもお話がございましたが、やはりエネルギーというのは、特に再エネのところで非常に差がついてくるところがございまして、証書の取扱い等もやはり全然違いますので、エネルギーをそもそも削減するというところに着目をして作っていただくというのもあるのではないかとということと、このZEB化へのロードマップというのは、実は項目自体は新しい制度になる前からあった部分もございまして、そうしたところを更に一歩進めていただくという意味合いも込めています。エネルギーとして、今までの省エネ目線の延長のところで見ていただくということと、全体として排出に対してどういうことを考えていくかという、特に再エネを取り入れた時に、そのところというのはやはりエネルギーだけで評価しきれないということもありますので、分けてはどうかというのが、私どもの検討の状況ということでお伝えをしたいと思っております。

それから低炭素資材の関係のところもございまして、田辺委員のほうから、既存の建物はどうするのかという御意見でございます。私どももその点については認識をしております。やはり設計をして新しく建てるというところが圧倒的に取り入れやすいという

ところがあるので、そこは一定の、しゅん工年度の緩和措置なども検討していかないと、私どもの、目標を非常に高く掲げているところに実際の事業所実態が合わないということになってはいけませんので、そこはリアルなところも見ながらコントロールをしたいと思っております。

特にこのトップレベルの認定は、2025年度から5年間の四期に関して逆算で考えますと、もう今の段階で既に設計などは終わっていなければならず、建築期間に加え、制度対象となり義務がかかるまでは7年ぐらいタイムラグがあると考えておりますので、そういったことから、四期はまだ過渡期的な扱いをしなければいけない部分も項目によってはあるかと思っておりますが、大野委員からもお話があったとおり、やはりメッセージといったものも含めまして、早期にこういったことに取り組んでいただくことが望ましいということをお伝えすることによって、さらに先も含めて、将来に向けて東京の建物が対応していく方向に持っていければ、ということも、この評価項目の意味合いの一つにはあるかと考えてございます。

それから、諸富委員のほうからお話がありました、これまでに認定された事業者の方々にメリットはどんなものがあったかというところのお話でございます。

先ほど賃料のお話などもございましたけれども、オフィスビル系の認定事業所の方々から、直接的に賃料に繋がられた例というのはあまりなくて、やはりコストで勝負をかけられてしまうと認定がなかなかそういったところに活かしきれていないというお話を頂戴したことは実際のところございます。

トップレベル認定に限らない調査の話でいきますと、実際に環境認証をたくさん取得している方が賃料が2%から5%、これは調査によって違いますけれども、数%賃料を上げて貸し出すことができたという複数の調査結果があるということは私どもも確認をしているのですが、実際に認定された事業者様のお答えからは、直接今の段階で聞けていないというところがございます。

ですので、私どもはその点に関しましては、やはりこの認証制度そのものの認知度を上げるといいますか、そういった広報的なところというのはしっかりやっていかなければいけないと課題として認識しております。

そのほかのメリットにつきましては、例えば、事業所様の中で、これだけの運用管理というところをトップレベル制度でしっかり求めているので、毎年毎年必ずそういった状況も継続していただくということになっているのですが、今、なかなかそういった機器の管理等のエネルギー的な観点でしっかり設備管理ができる人材というのが少なくなりつつある中で、このトップを取っていることで若手の社員の方々にもすごく勉強になっていて、社内のそういったところの人材育成に繋がっているというお話などもいただいたことがございます。

ですので、エネルギーを下げていくということは、地道ないろいろな活動を本当にやっていかないと、トータルで下げていくというのはなかなか難しいと思うのですが、トッ

プレベルの認定事業所さんも、やはりきめ細かくいろいろなところを目配りして実際に行動を起こしてやってくださっているの、そういったところの意味合いというのは非常に大きなものがあるのではないかと考えております。

また、その他の点に関しまして、私どもが公表、あるいは表彰などもこれまでもしているのですけれども、そうしたことについて、いろいろニュースなどに取り上げられたり、ということについては、非常にありがたいというお声をいただいているということもございます。

やはり新しい制度に切り替えていく中で、そういったところの御意見なども本当に参考にしながら、しっかり私どもも取組を進めていきたいと、メリットを感じていただけるような形にしていきたいと考えております。その点については今も引き続き検討しているというところでございます。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今、事務局から御説明をいただきましたけれども、説明を受けて追加で御発言の御希望はございますか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 トップレベル事業所を取られた事業者さんへのメリットの点で追加的に申し上げますと、以前一度こういうことをやっている人自体を評価できるような施策が周辺部分でできてこないかということをお願いしまして、その続きのようなことですが、例えば環境省さんとか、環境学習とか環境教育をやられているようなところでも、本当に最近GX人材とか、脱炭素人材とか、グリーンな分野でもいろいろ人材は増えているけれども、どういう人なのだというところまではなかなか一致してあるわけではないといったような中で、やはりこれができる人という、これから必要な仕事、一つそういったものを入れればいいというわけではなくて、全体を見て本当に最適化していくという能力といいますか、そういったところの見える化ということの魅力としていただくような工夫がさらにあると、そういう環境ができてきているのかなと感じまして、補足をさせていただければと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 私からもコメントですが、先ほど堀江委員から御指摘があったように、国際基準との整合というのはそういう意味では重要なポイントというか、今後展開するのに重要なポイントかなと思います。こちらのトップレベル事業所の認定に合っていれば、自動的にちゃんと国際水準とも整合が取れていて、そちらを取らなくても何かに認めてもらえるとか、あるいはそういった水準に達しているということをしてPRできるとか、そういうところがあれば、先ほどの村上委員のように、人材の育成とかそういったところにも役に立つのかなと思ひまして、どちらにしても、これは省エネにマックスで取り組んでいるというところを確保しなければいけないというのは大変な作業になるというのはどうしようもないのかなというところはあるので、そういう意味では、それに取り組むことによっていろいろな制度

等と繋がれるというところを、もう少しこれからは詰めていくべきかというのは感じました。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今、村上委員、遠藤委員から、事務局の回答を受けて情報提供、あるいは今後の方向性についての御発言をいただいたかと思えます。もし、その先生方のところがよろしければですが、本日トップレベル事業認定制度の評価・認定方法の考え方について今日いただきました意見を踏まえて、事務局の提案について幾つか検討すべき事項といった点での御意見もございましたが、基本的には事務局が提示した方向性については御異論はなかったと思えます。トップレベル事業所については、さらに遠藤委員も参加していただいています検討会での議論も踏まえて検討を進めていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(5) 中小規模事業所対策

地球温暖化対策報告書制度の制度強化(改正点整理)について

○高村座長 それでは議事の(5)に移ってまいります。「中小規模事業所対策、地球温暖化対策報告書制度の制度強化(改訂点整理)について」、事務局から説明をお願いいたします。こちらは先ほど、情報開示、クレジット制度の関係でも議論になったところですが、併せてもしここで御議論いただければと思えます。

それでは、御説明のほどよろしく申し上げます。

○陣内温暖化対策報告書制度担当課長 報告書制度担当の陣内でございます。

本日は、これまでの改正点整理を中心に説明させていただきます。

まず初めに、第3回検討会での論点等について2点御説明いたします。

1点目はCO₂削減促進についてです。2030年達成水準ではCO₂削減について直接示していないが、引き続きCO₂削減の取組促進が重要との御意見をいただきました。毎年度のCO₂排出量は、現在の固定係数から実係数で算出し、引き続き報告等を求めてまいります。

また、国内外の情報開示の動向を踏まえまして、スコープごとのCO₂排出量やCO₂削減目標について、任意の報告項目等として追加し、積極的な事業者の取組を後押しいたします。

2点目は、事業者向け事業所向けの評価制度についてです。

2030年達成水準等を踏まえて制度強化を行うとともに、優良事業者の評価や、事業者ごとの取組状況の見える化など、事業者がさらなる取組を進めるインセンティブになるよう、第三者にも分かりやすい制度改正が重要との御意見をいただきました。

2030年カーボンハーフ達成水準の到達に向けた取組とともに、さらに2050年ゼロエネにつながる取組を進めるインセンティブになるよう、第三者にも分かりやすい事業者向け評価制度や事業所のカーボンレポート制度の改正を行います。

次に、改めまして、先ほどより話題になってございますけれども、中小規模事業所の現状についてでございます。

資料左側の円グラフが都内の業務・産業部門のCO2排出量の内訳です。中小規模事業所分は部門の約60%、報告書制度の義務提出分は部門の約22%となっております。

資料右側の水色のラインで囲まれた部分が義務提出に関する内訳になります。義務の事業所数は2万2,324、会社所有と自己所有の比率は6対4となっております。そして、事業者数は272、約7割が株式会社であり、57%の156社が上場株式会社となっております。

ということで、先ほどより御議論いただきました中小企業、いわゆる中小基本法に定めます中小企業等については、左側円グラフの任意の部分、あるいはその他約35%の部分に含まれるものと認識をしております。

続きまして、2030年に向けた都の目標についてです。

資料の左上が環境基本計画による2030年目標、資料の右上が2050年まで見据えた今後の取組へのものになります。これらを踏まえまして、下段のように、都は2030年に向けて省エネ・再エネの達成水準を提示し、事業者はこれらを踏まえまして自ら推進計画を策定し、毎年度達成状況について報告を行います。

ここから、達成水準について、まず省エネについてです。

資料左側は事業者の取組であり、2030年の達成水準は、都内の全事業所のエネルギー消費量を2000年度比35%減とすること、また比較の基準年につきましては、原則2000年としながらも、都が示す基準年表から事業者が選択可能とすることを提案いたします。資料中段左側に基準年表案を示しております。

資料右側は事業所の取組であり、2030年度の達成水準は、都内の全事業所のエネルギー消費全体が都のベンチマークレンジAとすること、また対象は報告事業所のうち、ベンチマーク適用事業所が70%以上の事業者とすることを提案いたします。

資料中段の右側の都のエネルギーベンチマークについては、2018年度実績データを活用いたしまして、業種区分ごとに作成いたします。エネルギー消費原単位が小さい順に7段階、A+からFまでレンジを設定いたしまして、最上位のA+が業種区分内帯での上位15%以内、2番目のAは上位30%以内といたしますが、全てのベンチマーク対象事業所のレンジがAに到達した場合、エネルギー削減率が2000年度比で約35%相当となります。

また、下段は先進的取組と2030年度の達成水準についてです。

先進的取組につきましては、有識者の意見等も踏まえまして、制度開始前に都がお示しをいたします。また、事業者が事業者の取組を選択した場合で、2030年実績において達成水準の概ね90%に到達し、かつ都内全事業所の過半数で先進的取組を実施している場合は水準達成とみなすこと、あるいは、事業所の取組を選択した場合で、2030年実績において、対象事業所の概ね90%が達成水準に到達し、かつ都内全事業所の過半数で先進的取組を実施している場合は、水準達成とみなすことを提案いたします。

続きまして、再エネについてです。

資料左側は、事業者の取組であり、2030年度の達成水準は都内の全事業所の利用電力の再エネ電力割合が50%とすることを提案いたします。

資料中段左側には、再エネ電力割合の考え方を示しております。

資料右側が事業所の取組であり、2030年度の達成水準は、都内の全事業所のうち再エネ電力100%事業所の割合を20%とすること、また目指す事業所は、事業者が報告事業所の中から選択できるとすることも提案いたします。

資料中段右側には、再エネ電気100%事業所の割合の考え方を示しております。また、下段は先進的取組と2030年度の達成水準についてです。先進的取組については、有識者の意見等を踏まえまして、制度開始前に都が示します。また、事業者が事業者の取組、または事業所の取組を選択した場合に、2030年実績において達成の概ね90%に到達し、かつ都内全事業所の過半数で先進的取組を実施している場合は、水準達成とみなすことを提案いたします。

ここから報告・公表についてです。

資料は事業所に関する報告項目の一覧で、表の右側に、都による公表、事業者による公表の有無を示しています。赤字は新規項目です。これまでの検討会を踏まえ、項番5番の建物の築年に加え、任意で事業所の省エネルギー改修年度を追加いたしました。

続きまして、この資料は、事業者に関する報告項目の一覧で、表の右側に都による公表、事業者による公表の有無を示しております。赤字は新規項目です。これまでの検討会を踏まえ項番7番の実係数によるCO2排出量と合わせ、任意でスコープ別のCO2排出量、さらに項番24番に任意でCO2排出量の削減目標を報告・公表できるよう追加しました。

続きまして、事業者の評価についてです。

2030年以前に2030年の達成水準に到達した事業者を評価することで、事業者の積極的な取組を後押しすること、評価においては達成水準が示される省エネ・再エネにCO2削減を加えた3つの指標における評価といたしまして、カーボンハーフに向けた着実な取組を促すこと、さらに2050年のゼロエミッションに繋がる設備投資などの先進的取組を都内全事業所の過半数で実施している事業者については、さらに上位ランクの事業者として評価すること、特に再エネの先進的取組においては、都の制度強化の方向性を踏まえ、オンサイト・オフサイトの追加性のある再エネの導入を必須条件とすることを提案いたします。

評価基準案といたしまして、Advanced 2030Tokyo賞と2030Tokyo賞の2段階評価とし、CO2・省エネ・再エネの3つの視点から評価を行います。特にCO2の評価においては、省エネ・再エネともに2030Tokyo賞以上、つまりカーボンハーフ達成以上といたします。

続きまして、事業所のカーボンレポートについてです。

CO2・省エネ・再エネの3指標はベンチマーク等により表示すること、指標と2030年の達成水準や事業者向けの評価基準等の関連性が明確になるようにした上で、視認性の向上のため表示例を工夫することなどを提案いたします。

資料左下に新たなカーボンレポートの提出項目案を示しており、赤字が新規項目になり

ます。資料右側の青い囲み部分に、ベンチマーク等の3指標の考え方を示しています。低炭素ベンチマークはCO2排出原単位、エネルギーベンチマークはエネルギー消費原単位、再エネ電気利用レベルは再エネ電気の利用率で、各々7段階のレンジで分類をしています。

最上位のレンジ、A+はゼロエミレベル、2番目のレンジAは2030Tokyo、つまり2030年達成水準レベル、3番目のレンジBは、Nearly 2030Tokyoと設定することで、取組状況のさらなる見える化を図ります。

また、資料右下に3指標を活用した表示例を示しておりますが、詳細は今後検討してまいります。

続きまして、カーボンレポートの参考情報についてです。

各事業所の取組状況は、毎年度のカーボンレポートによる見える化とともに、事業所全体の達成状況を把握できるよう、毎年度、業種区分ごとの達成状況をホームページに掲載すること、提供する情報としては、資料中段にございますように、2030年達成水準レベル以上のレンジA及びレンジA+に到達した事業所数とその割合など、情報を提供することを提案いたします。

続きまして、低炭素モデルビル事業の改正についてです。

制度強化に伴いまして、CO2削減、省エネ・再エネについて優れた取組を行うビルについて認定・公表することで、優良ビルを後押しするとともに、都内中小ビルの脱炭素化を促進すること、モデルビルとしては、2050年ゼロエミにつながる積極的な対策を実施している中小ビルを認定すること、事業名を、脱炭素化モデルビルに変更することなどを提案いたします。

対象については、現行制度の対象であるテナントビルから始め、段階的に拡大をいたしますが、取組レベル等の制度の詳細な有識者の御意見を踏まえまして、今後検討いたします。

最後に3指標における最新実績値の情報提供についてです。

毎年度の報告データをCO2・省エネ・再エネの3指標に反映し、業種区分ごとに最新実績値を情報提供することを提案いたします。2030年目標の達成レベルを確認するカーボンレポートの参考情報とは別に、これら情報により、事業者は同一事業種区分の最新平均値などを確認でき、対策促進に繋がるものと考えます。駆け足ではございますけれども、説明は以上です。

高村座長、どうぞよろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告、御説明いただきました議事の(5)、資料の6についての御説明ですけれども、今回特に新たに改正、提案のあった箇所を中心に御意見、御質問いただければというふうに思います。繰り返しですけれども、先ほど中小のクレジットのところでも、議論、御意見ありましたけれども、改めて、先ほどの御説明を踏まえて御質問、御意見あればいただければと思います。

それでは、御発言を御希望の委員は手挙げ機能で教えていただけますでしょうか。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 3 ページを見せていただけますか。私も、「中小」といわれるとすぐ中小企業を思い出すのですが、左の図を見ると、大規模が約 1,200 か所、1,500kL 以上。中小といっているのですが、この方々は基本的に 3,000kL 以上の事業者としての消費があるので、右を見られると、この事業者は 139 社がプライム市場に上場しているような企業です。

なので、今回、事業者・事業所について 50%のカーボンハーフを目指して、情報公開して適切に市場から評価をしてもらおうという制度になっていますので、大変その点は賛成であります。

ただ一つ、先ほど申し上げたように、2030 年以降考えると、この「中小」と書いてある 3,000kL でよいのかという気がしています。省エネ法上は 1,500 kL の事業者で切っていますし、ここに今のところキャップがかかっているわけではないので、マーケット評価なのです。それがこの前ヒアリングで事業者の方が非常に不満を言っていた大きな理由ではないかと思っています。今回の改定という意味ではないのですが、この部分を少し拡大していくような施策は必要かなと。

それから、中小じゃない何かいい呼び方がないのですかというのがあって。省エネ法の大規模事業者には間違いないので、このあたりが、住宅に太陽光発電設備設置を求めるようにまでなっているの、この部分が公表だけでいいのかということは思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 今、田辺委員がおっしゃったことですが、この制度ももともと、もともとの話ばかりをしていて昔の人間みたいになってしまっていますが、もともとは大規模については東京都キャップ&トレードより前から報告をってもらう制度があって、実質的に削減してもらう制度もあったんですよね。けれども、それ以外の中小規模の事業所には何もないということで、何もないのはおかしいだろうということで、まずは報告してもらうということで作った制度で、それはそれなりに 10 年以上やってきて定着したのだと思います。

私も、今回この検討会に入って気がつくのが、問題提起するのが遅かったと反省をしているのですが、まさに 3 ページの下の方で、提出案件数を見ると、義務提出者が 2 万 2,000 事業所で、任意提出が 1 万 1,000 ですから、任意提出もかなりたくさんあると思っていたのですが、実はその前から出ている排出量の割合で見ると、まさに、田辺先生がおっしゃったように、中小 60%の中で、制度に関わっているのは義務の 22%、任意の 2%、これが報告書制度の対象で出ているということですね。

そうすると、この 24%が報告書制度に引っかかっているわけですから、報告書制度の中では、24分の22だから9割ぐらいがもう義務提出者です。ということに改めて私も気がつきまして、ちょっと問題提起が遅かったと思うのですが、そういう意味では、中小規模の事業所なのだけれども、実は持っているのは非常に大きな規模がたくさん持っていて、全体の排出量もまさに義務提出者は 3,000kL 以上ですから、相当な排出に寄与しているわけです。

そういう意味では、このままでは本当はいけなかったのだと思っています。

やはりこの制度は、もともと全く何もカバーしていなかった中小規模の事業所について、とにかく把握しようということで始まった制度でここまで来たのですが、これからはボランティアな、任意提出の中小規模事業所と義務提出の大手企業さんがたくさん持っている事業所を一つの同じ制度でくくるというのは無理が出てきていると思います。

今回これからというわけにはいかないと思いますけれども、先の方向としては、会社として大きな排出をしているところについては、何らかもう少し義務的なしっかりした削減を求めるような制度に移行していくということは、視野に入れていく必要があるのではないかとこのことを改めて感じましたので、その点だけ発言をさせていただきます。

○高村座長 ありがとうございます。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員 今の野委員の御発言にも関連するのですが、これも今回ということではなくて将来的な方向性という意味で言いますと、大規模と中小規模というところで、完全に本当に二つの制度ということで背景があって分かれてるところですけれども、やはりだんだんに両者の整合性を取っていった制度にしていったほうがいいのではないかとこのところは前から思っているところです。

例えば、これも以前から申し上げている点ですけれども、EU のタクソノミーの関係で、トップ 15%に入るかどうかということが、いろいろ投資家のほうではイニシャルのデューデリジェンスに入ったりとかということもしている中で、そのトップ 15%かどうかということに関しては、母集団自体が変わってしまうというようなところになっておりまして、もちろん一緒くたにしていいというふうに申し上げているつもりは全くありませんでして、面積ごとに区分を設けてやるべきとかということはあると思うんですけれども、いずれにしても全く違う制度として走っているということは、いずれもうちょっと統合していったいいのかなと、今野委員がおっしゃったような、実質的には大企業が関わっているところが大部分だということを考えると、ちょっと漠然としたコメントで申し訳ないのですが、前々からその点は思っております。

あともう一点、本当にネーミングだけのことで恐縮ですが、9 ページ目の 2030Tokyo 賞と、Advanced 2030Tokyo 賞ですが、この「アドバンス」についてももう少しいい表現がないかと前々から思っていたところがあるのですが、右側のロゴマークと合わせて考えると、例えばなんですが、今「アドバンス」となっているのを、「2030Tokyo プラチナ賞」にして、今のただの Tokyo 賞となっているのを「2030Tokyo ゴールド賞」にするとかという形も一案かなと思いました。こちらは呼称だけの問題ですが、一応コメントさせていただきました。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。この後、事務局にお答えいただこうと思うのですが、私からも 1 点ありますが、遠藤委員、先にお願いたします。

○遠藤委員 先ほどのところと関連するのですが、中小クレジットの創出の件と、この温対報告書の報告義務と情報公開について、中小クレジットを創出している事業所なり事業者に対して、対してというか、何か別途情報公開や報告義務に関してキャップ&トレード並みの水準になるようなところがあるのかないのかを確認として、事務局からまた説明いただければと思いました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

私から1点は、田辺委員、大野委員、堀江委員が御指摘になったところに関わるところです。今回ちょうど今示していただいておりますけれども、実際の排出実態をしっかり示していただきました。これは前回の検討会で、事業者・団体からも御指摘をいただいたので、しっかり受け止める必要があるところだと思っております。逆に御発言をいただいたので、御意見をいただいたので、こうした問題を改めて認識するようになったということかと思いません。

この制度を東京都の排出量取引制度にどう統合できるのかという、二つの制度の整合性を高めて、場合によっては収れんしていくというのは少し時間がかかると思っておりますけれども、その可能性、あるいはどういう方策が可能かということは、今後に向けて検討していただけるといいかと思えます。

他方で、やはり今回この制度を決めて、次の5年間全くこの中身、特に中小規模の事業所対策について、5年間そのままという形でいいのかという、さっき言いました制度の統合については時間がかかると思っておりますけれども、さらにやはり強化の余地がないのか、これは先ほどの3,000kLという閾値の話もございました。いわゆるこの制度をベースにした改善については、時間を置かないで検討していただくのがよいのではないかなと思っております。

これは、今後の検討の進め方についての要望であります。今回といわなくても、5年間待たない見直しというのが検討されてもいいのではないかという趣旨であります。

では、事務局のほうにお返しをして、幾つか先生方からのコメント、御質問があったと思えますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○陣内報告書制度担当課長 いろいろ御意見ありがとうございます。まず、実態として義務提出事業者とその他の任意のところ、全然対象が違うというところで、確かに御指摘を踏まえ今後検討していきたいと思えます。

一方で、やはり任意でも提出できるということもございますので、その辺はしっかりこれから制度強化をしていった後に、まだ今入っていない事業者の方にも、制度に参加していただけるように工夫をしていきたいというふうに考えてございます。

あと、堀江委員から御意見をいただきましたネーミングの件ですが、こちらのほうは、ロゴマークのほうの検討も今後進めてまいりますので、それと併せて、やはり事業者の皆様がいいなと思っただけのように、工夫していきたいと考えております。

それから、遠藤委員のほうから中小クレジットに関してということで、そういった中小ク

クレジットに関わった場合の事業所の情報公開等々がどうなるのかという御質問だったかと思えますけれども、中小クレジットでクレジット化の申請をしていただいた場合は、もちろん報告書制度でも報告していただくことになるのですが、削減に当たってはしっかりとキャップ&トレードの中で検証していくという形になりますので、検証付きの情報を報告していただくという形になるかというところでございます。

高村座長からも、今後の制度の強化について、5年を待たずしてということも御意見をいただきましたので、キャップ&トレードのほうと連携をしながら、今後検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに委員から、御発言の御希望はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、地球温暖化対策報告書制度の改定の方向性については、基本的には了承は得られていると思えますけれども、さらに本日委員の皆様から、呼称についてもそうですが、さらに今回の見直しの後のさらなる検討の在り方についても御意見があったかと思えます。

基本的には、今事務局が示していただいた方向で当面の改定について了承をいただいていると思えますが、今日いただいた御意見を踏まえて、制度の詳細の具体化を進めていただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

(6) 第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見への都の考え方について

○高村座長 それでは、最後の議事になりますけれども、議事(6)「第4回の専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見への都の考え方について」、事務局から御説明をお願いいたします。これが終わった後に、全体を通して、残されている御発言、御意見があればいただきたいと思えます。

それでは、事務局から資料3の御説明をお願いいたします。

○大谷総量削減課長 それでは資料3に基づきまして、「第4回専門的事項等検討会における事業者・団体からの意見への都の考え方について」御説明いたします。

こちらは先ほど御説明いたしましたけれども、各検討事項ごとに左の列に団体・事業者様の意見要旨、右の列に御意見に対する都の考え方を示す構成となっております。本パートにおきましては、右の列にある都の考え方を中心に御説明をさせていただきます。

初めに、総量削減義務と排出量取引制度における削減義務率50%、実排出係数の採用、義務履行手段及び削減義務率の緩和について御意見をいただいております。都といたしましては、省エネ対策や、今回拡充いたしました様々な再エネの利用、排出量取引等の排出量削減手段につきまして、5年間の計画期間の中で柔軟に選択いただきながら、削減に向けた取組をお願いしたいと考えております。

また、区分I-2の事業所につきましては、先ほど別途御説明いたしましたとおり、毎年

度対象事業所から提出される点検表を基に、対策の実施状況や設備保有状況により省エネ余地を算定し、削減義務率に反映をしております。これに加えて、第四計画期間におきましては、電化率の低い事業所については、義務率緩和の仕組みを新たに提案をしているところでございます。

続きまして、新規参入時の義務率の設定、クレジットや熱の本制度内における取扱いについて御意見をいただいております。都といたしましては、新規参入事業所の義務率につきましては、経過措置などによる義務率の緩和措置を提示しております。また、カーボンニュートラルガスにつきましては、本制度においては、大規模事業所のCO₂排出総量の削減、国内の温室効果ガス削減への寄与、またエネルギーの削減及び再エネの推進を重視する観点から、本制度においては評価する仕組みを設けてございません。

Jクレジットにつきましては、家庭等における環境価値分離後の電力の自家消費分につきましては、CO₂排出総量の厳密な管理が困難であると考えておりまして、本制度への導入は予定してございません。

さらに、熱供給における排出係数につきましては、電気と同様に実排出係数とすることを検討しており、環境価値の充当等につきましては、国の動向も注視しながら検討してまいりたいと思っております。

続きまして、排出量取引に関して、超過削減量の対象範囲及び有効期間、取引の仕組みの整備について御意見をいただいております。都といたしましては、対象事業所の継続的な省エネ対策や再エネの利用拡大を促す観点から、超過削減量の対象範囲は、省エネ対策及びオンサイト・オフサイトの再エネの導入とすることを御提案しております。

また、超過削減量のバンキングの有効期限につきましては、制度導入当初より追加的な実削減への影響も考慮いたしまして、翌期に限る仕組みとしており、第四計画期間におきましても、翌期までに限る案で御理解、御協力をいただきたいと考えております。

排出量取引につきましては、クレジットの販売及び購入先や査定価格等の情報のより一層の充実や広報等により、より利用しやすくなるよう運営してまいりたいと考えております。

引き続きまして、公表内容の充実による事業者の負担への配慮、また排出標準原単位の設定、複合用途への配慮等について御意見をいただいております。都といたしましては、改正省エネ法の報告内容も参考にいたしまして、事業者の負担に配慮しながら、報告の仕組みや報告様式及び公開形式等を検討するとともに、非公表を特に希望する事業所への配慮を検討してまいります。

また、熱供給事業所が利用できる排出標準原単位につきましては、引き続き、技術的な観点等を踏まえ設定が可能であるかどうかも含め、検討を継続してまいりたいと考えております。さらに、複合用途への配慮につきましては、複合用途の事業所の特性を踏まえた基準排出量の設定も可能としております。御意見も踏まえ、引き続き事業所における協力的な体制作りを促してまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業への排出量削減義務について御意見をいただいております。都といたしましては、中小企業等が2分の1以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所につきましては、削減義務の対象外となっておりますが、指定地球温暖化対策事業所に準じた対策と、同様の削減率の達成を求めてまいります。

また、2050年のゼロエミッション東京の実現に向けましては、都内の産業・業務部門の排出量の約6割を占める中小規模事業所の対策の推進が必要でございます。

中小規模事業所に対しましては、先ほど御説明いたしました地球温暖化対策報告書制度を通じまして、2030年に向けた省エネ及び再エネの達成水準に基づき、事業者自ら推進計画を策定し、達成状況を報告、公表するなど、制度を強化することで、引き続き実効性ある中小企業規模事業所対策を推進してまいります。

続きまして、トップレベル事業所の認定制度に関しまして、認定に係るハードル及びインセンティブの拡充について御意見をいただいております。都といたしましては、2050年ゼロエミッションの実現に向けたトップレベル事業所の新たな目標像を踏まえ、超過削減量の発行上限の撤廃や広報の充実による社会的、経済的価値の向上、また事務手続の簡素化等による促進策を検討しております。

併せて経過措置といたしまして、これまでに認定された事業所が継続認定された場合の削減義務率の減少措置の継続を検討しております。

続きまして、地球温暖化対策報告書制度における事務負担への配慮に関して御意見をいただいております。都といたしましては、様式や報告方法等について、事務負担に配慮しながら、先ほど御説明いたしました地球温暖化対策報告書制度の強化により、実効性ある中小規模事業所対策を推進してまいります。以上が資料3の都の考え方についての御説明となります。

高村座長、よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。先ほど事業者、あるいは団体から示された意見については先に御説明をしていただいておりますけれども、都の考え方のところについて、これまでの議論も踏まえて、もし御質問、御意見がありましたらいただければと思います。同じくZoomの挙手機能を使ってお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 繰り返になってしまうので発言したくないのですが、3ページのJクレジットに対する都の考え方で、結論的にこれを対象としないというのはいいと思うのですが、その理由づけが、計量していないからという理由付けになってるんですね。これは確かにそういう点もあるので一つの理由だと思うのですが、じゃあ計量すればいいのかというそういう問題ではないわけです、本質的には。何度も繰り返しますけれども。

東京都の場合は、わざわざ事業者といろいろな議論をして、都民ともいろいろな議論をして、新築住宅について、住宅メーカーさん、住宅事業者さんに設置を義務づけるという制度にしたわけです。しかもそれを推進するためにかなりの補助金も投入して推進しようとし

ているわけです。それがなかなか、東京都の中の家庭部門のCO2削減を進めようというのが非常に大きな目的なわけです。にもかかわらず、そこで出された家庭部門の住宅のCO2削減のために電気を再エネに替えましたと、太陽光発電をつけて。そうしたら、その部分をクレジットで売れますというのはね、これは変な話なわけです。

つまり、売るということは当然それは家庭部門にはカウントしてはいけないわけですから、ダブルカウントにしないためには、それでは東京都は何のために住宅メーカーに義務づけているのだ、大変な制度をつくったのか、矛盾してしまうわけですね。

ですから、これは本質的に計量すればいいとかという話ではなくて、そういう考え方、つまりこの制度というのはあくまでも大規模部門、大規模な事業者部門で削減するものだから、そのものを推進してやるのだという考えだと思うのです。ここは、都の考え方の説明は非常に不十分だと私は思います。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに委員から御発言の御希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これまで、議論の中で制度改正の提案の中にお答え自身は盛り込まれていると思いますが、都の考え方としてお示しする内容として、特に御質問、御意見はよろしいでしょうか。

村上委員、お願いいたします。

○村上委員 先ほど来、中小規模事業所、中小企業なのかどうなのかという点に関して、もう一度改めてこのQ&Aを読んで、今回の資料を見比べてみますと、やはり一問一答としては合っているかもしれないけれども、全体像が分かりにくいゆえの誤解的な、誤解といったらあれですけれども、質問というか、そういうものもあるのかなと感じました。一問一答という意味ではいいのかもしれないのですけれども、全体像が各制度の関係が分かるようなものが一つあると、非常に理解が進むのかなと思いました。

例えば、どういうところかと申しますと、資料4の4ページの上にある現行の本制度の対象となる事業所の話と、直近の円グラフのものとか、トップレベル事業所も、一体どこの誰がそれになっているのかという、都内の事業所全体のどれだけがここで、どれだけがここでという規模の話と、上場しているかしていないかというところ、あと行政機関かどうかというところというので、全体像が3制度一貫通貫で分かるようなものが1枚あるといいのかなと。

中小規模という言葉を変えるのが難しいようであれば、何か資料上の代替的な、ここからここまでがグループAで、ここからがグループBとか、これはただの例ですが、何か中小企業ではないということを出せるようなものがあるといいのかなと思いました。

あと、上場企業に関しては、特にプライムが多いということもありますが、開示義務自体が厳しくなって、広がっていつていますので、ある意味ここで報告するようなことは当たり前といたしますか、逆に上場しているけれども報告していない、任意にやっていない人が一体いるのかいないのかといったようなことがだんだん気になるのかなと思ひまして、そう

いった全体像が分かれば、より理解が進むのかなと感じました。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。今の大野委員、それから村上委員の御発言、本日の検討会の中でも改正案の中で議論になった点ですので、恐らく都の考え方をお示しいただくときに、少し追加・整理をしていただくということがいいのかなと思います。

事務局から何かお答えはございますでしょうか。

○大谷総量削減課長 ありがとうございます。今、高村座長が御指摘いただきましたとおり、御意見も踏まえまして、今後対外的にどのように説明していくのか、あるいは各制度がどのように全体として位置づけられているのかというところを分かりやすくお示しできるように引き続き検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。もしよろしければ、こちらの議題はよろしいでしょうか。御発言の希望がなければですが。

ありがとうございます。それでは、改めてこれまで全体を通して、もし発言し損ねていた、あるいは追加での御発言というものがありませんでしたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。基本的な方向性については事務局からお出しいただいたものについて大筋御了解いただいているかと思います。ただ、説明の仕方ですとか、あるいは幾つかの検討事項を本日も残しているということかと思っています。

それを検討して反映、あるいは回答いただくことを前提としてですけれども、これまで制度検討に関して議論をいただいてきた内容を、この事務局が提示をしている内容、それから委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、中間の取りまとめの案として、事務局側から次回の検討会で提示いただいているかどうかと考えていますけれども、いかがでしょうか。御異論がありましたら教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

○高村座長 ありがとうございます。先ほど制度の全体像ということも何度か御指摘が御発言の中にごございましたので、むしろこれまで議論してきたものの全体像を改めてお示しをいただき、その上で検討するという意味でも中間取りまとめ案をこのタイミングでつくっていただくのは大事だと思っております。今御賛同をいただいたというふうに理解をし、次回の検討会に取りまとめの案を御提示いただきたいと思います。

以上で、本日予定をしておりました全ての議事は終えましたが、特にもし御発言の御希望がなければ、このところで進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局に議事をお返しいたします。

○大谷総量削減課長 高村座長、ありがとうございます。本日、委員の皆様から頂戴いたしました御意見を踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に事務局のほうから2点簡潔に御説明をさせていただきます。

まず一つ目でございますけれども、昨日プレス発表いたしました2021年度のキャップ&

トレード制度の実績について御報告をさせていただきます。

2021年度の制度対象事業所の排出量は合計で1,111万tとなりました。一部対象事業所における営業時間の回復等の影響がある中、省エネ対策の進展及び低炭素電力及び熱の利用により、2020年度に引き続き、基準排出量から33%の削減となっております。なお、2021年度の制度実績による第四計画期間の制度検討に関する変更はございません。参考資料2の説明については以上でございます。

続きまして、今後の制度検討スケジュールについて、資料7に基づき御説明をいたします。本検討会は全7回程度の開催を予定しており、本日が第5回目となります。本年4月以降の検討会におきまして中間取りまとめとして、第四計画期間の制度案を提示いたします。その後パブリックコメントでの御意見を踏まえ、第四計画期間の制度の取りまとめを行い、決定事項の公表してまいりたいと考えております。

資料7の説明は以上となります。

- 高村座長 申し訳ありません、田辺委員が手を挙げていらっしゃったので。
- 田辺委員 時間がない中ですが、先ほど実績値で、対象事業者が減っている影響はどのくらいあるのでしょうか。ほとんどないのでしょうか。
- 大谷総量削減課長 そちらについては、また確認をした上で御回答させていただきます。
- 田辺委員 よろしく申し上げます。

3 閉 会

○大谷総量削減課長 それでは、以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。

本日はお忙しい中、検討会に御参加いただき誠にありがとうございました。

(了)